

I 序 説

1. 市勢

(1) 可児市の位置

市は、岐阜県の南部に位置し、東西 16.6 km、南北 11.0 km、面積 87.60 km²で、名古屋市や岐阜市から 30km 圏内に位置しており、恵まれた立地条件と豊かな自然環境により昭和 40 年代後半から名古屋都市圏のベッドタウンとして大規模な住宅団地が形成され、人口が急激に増加し、それにあわせて都市化が進んできた。

市の北部は平坦で市街地が広がっており、南部は丘陵地で県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在している。また、市を東西に流れる可児川や中央部に広がる田園地帯、西部の鳩吹山など、豊かな自然環境が残されており、住環境に恵まれた地域となっている。

都市間を繋ぐ交通として、国道 21 号、41 号、248 号などの幹線道路があり、JR 太多線、名鉄広見線や高速バスが運行されている。また、市内には路線バスや自主運行バスであるさつきバスが運行されている。近年では、東海環境自動車道の可児御嵩 IC 開通により、交通アクセスが向上し、名古屋都市圏の一角をなす地域となっている。



(2) 人口・世帯の推移

市の人口は平成 17 年国勢調査では 97,686 人(県内第 5 位)で、平成 20 年 10 月まで増加を続けてきたが、世界同時不況による雇用情勢の悪化から、外国人市民の転出などが進み、平成 20 年 11 月からは減少に転じている。年齢 3 区分人口を見ると、老年人口が増加し、年総人口の減少が進んでいる。

なお、平成 22 年 10 月時点、外国人登録者数は 5,838 人で総人口の 5.7%となっている。

世帯数は平成 17 年国勢調査では 33,500 世帯で、現在も増加を続けているが、1 世帯あたりの人員数は減少を続けており(平成 17 年 10 月時点 2.92 人)、核家族化や一人世帯の増加が進んでいる。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯数も増加している。

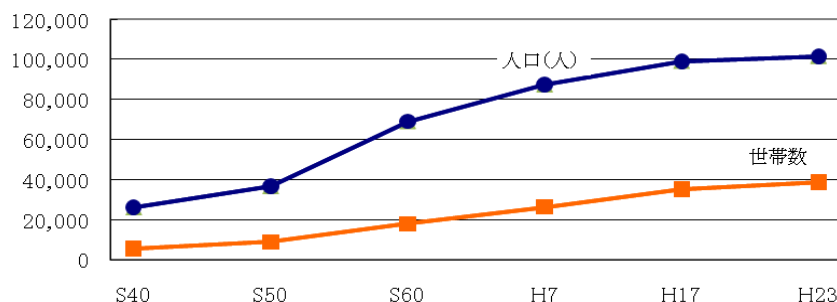


図 I-1-1 人口・世帯の推移

資料:昭和 40、50 年…国勢調査(10 月 1 日現在)

昭和 57 年以降…4 月 1 日現在の住民基本台帳

(3) 産業形態

市の産業は、第 2 次及び第 3 次産業が大半を占める構造で、特に製造業、サービス業の割合が高くなっている。第 1 次産業である農業は、農業従事者及び農業粗生産額が減少を続けている。

第 2 次産業である製造業は、県下最大級の可児工業団地や大規模工場などの工場集積があり、一般機械輸送用機械製造業が多く、製造品出荷額は平成 21 年時点で年内 3 位となっている。

第 3 次産業である商業は、市北部の市街地を中心に商業集積があり、小売業が 8 割以上を占め、商品販売額は平成 19 年時点で県内 8 位となっている。しかし、平成 20 年からの世界同時不況による景気後退に伴い、市内産業の業績や雇用状況は悪化している。

市の就業者数は、平成 17 年国勢調査では 50,284 人となっている。産業別でみると、第 1 次産業及び再 2 次産業は減少し、第 3 次産業が増加している。昼夜間人口比は平成 17 年で 90%となっており、市外から就業のために市内に流入する人口 18,029 人に対し、市外で就業している流出人口が 25,957 人と多くなっている。

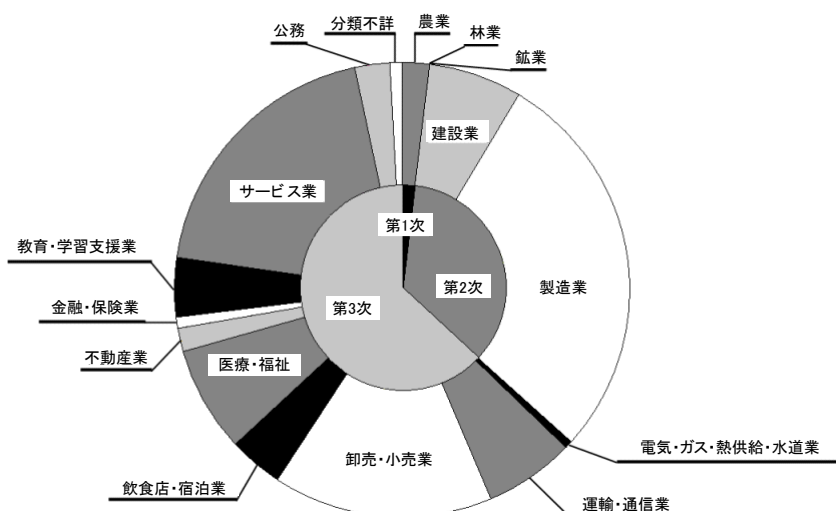


図 I-1-2 産業分類別就業者の割合 資料:平成 17 年 国勢調査

(4) 土地利用状況

市の土地利用状況は、人口増加に伴い市街地が年々拡張され、農地や山林が減少し、宅地が増加している。市制施行時(昭和57年)に市総面積の20%を占めていた農地は14%を割っている。同じように、住宅団地、工業団地、ゴルフ場等の造成により、市制施行時32%を占めていた山林も25%を割っている。

表 I-1-1 土地利用の推移

(単位:千㎡ 各年1月1日現在)

地目		19年	20年	21年	22年	23年	平成23年の割合(%)
田		7,668	7,590	7,541	7,501	7,464	8.52
畑		4,412	4,322	4,253	4,229	4,205	4.80
宅地		14,415	14,609	14,781	15,151	15,253	17.41
池沼		15	15	15	21	21	0.02
山林		21,462	21,440	21,642	21,269	21,279	24.29
牧場		—	—	—	—	—	—
原野		1,368	1,355	1,350	1,353	1,348	1.54
雑種地	ゴルフ場の用地	8,333	8,334	8,226	8,230	8,230	9.39
	遊園地等の用地	30	30	31	31	31	0.04
	鉄軌道用地	231	231	232	232	233	0.27
	その他の雑種地	2,800	2,834	2,805	2,866	2,871	3.28
	計	11,394	11,429	11,294	11,359	11,365	12.98
その他		26,866	26,840	26,724	26,717	26,665	30.44
合 計		87,600	87,600	87,600	87,600	87,600	100.00

資料:固定資産税[土地に関する概要調書]

表 I-1-2 用途地域と指定面積

(平成23年3月現在)

種別	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)	用途地域に対する割合 (%)
総面積	8760	—	—
用途地域指定面積	2110	24.1	100.0
第1種低層住居専用地域	725	8.3	34.4
第1種中高層住居専用地域	116	1.3	5.5
第2種中高層住居専用地域	17	0.2	0.8
第1種住居地域	664	7.6	31.5
第2種住居地域	27	0.3	1.3
近隣商業地域	128	1.5	6.1
商業地域	40	0.5	1.9
準工業地域	84	1.0	4.0
工業地域	48	0.5	2.3
工業専用地域	261	3.0	12.4

資料:可児市都市計画課

(5) 気象の概況

市は岐阜県の中南端に位置し、積雪は年数回程度で、温和な太平洋側の気候である。年間降水量も全国平均並みである。

表 I-1-3 月別の気象状況(平成 22 年)

区分	気温(℃)			平均湿度 (%)	降雨量(mm) (月合計)
	平均	最高	最低		
1月	3.8	16.0	-4.0	69	34.5
2月	6.3	21.0	-5.0	68	215.0
3月	9.0	21.0	-1.0	63	204.0
4月	13.6	27.0	1.0	59	193.6
5月	19.2	33.0	7.0	58	236.0
6月	25.7	36.0	12.0	70	333.0
7月	28.4	39.0	19.0	68	474.5
8月	30.5	39.0	21.0	69	112.0
9月	26.7	40.0	9.0	68	264.0
10月	19.4	30.0	8.0	68	135.0
11月	10.8	23.0	1.0	65	49.0
12月	6.8	19.0	-6.0	68	97.0
年平均値	16.7	28.7	5.2	66.1	195.6

資料: 可茂消防事務組合南消防署

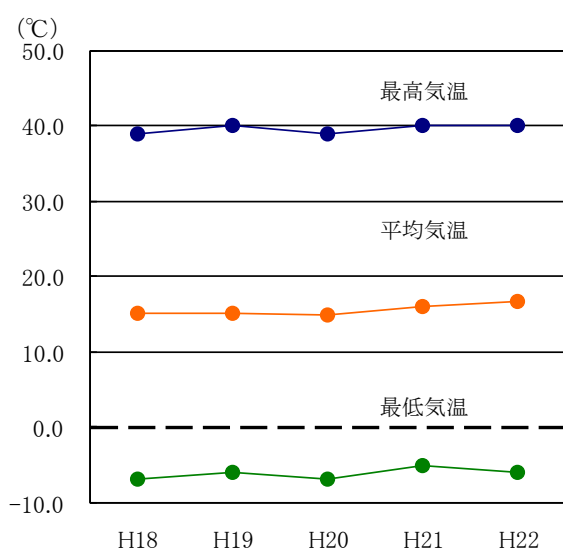
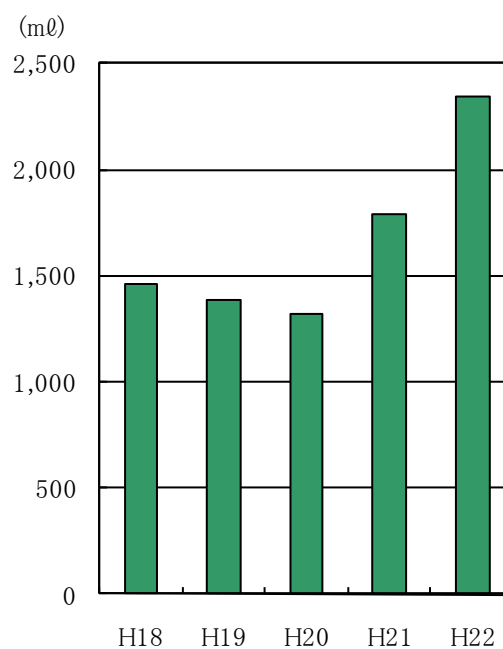
図 I-1-3 最高気温・最低気温・
平均気温の経年推移

図 I-1-4 年間降水量の経年推移



```

graph TD
    Mayor[市長] --- EnvReview[環境審議会]
    Mayor --- EnvEcon[環境経済部]
    EnvEcon --- EnvDiv[環境課]
    EnvDiv --- EnvPolicy[環境政策係]
    EnvDiv --- EnvSafety[環境保全係]
    EnvDiv --- EnvLife[生活環境係]
    EnvPolicy --- PolicyList["・環境基本計画  
・地球温暖化対策  
・環境教育"]
    EnvPolicy --- PolicyList2["・省エネルギー推進  
・部内行政施策の調整"]
    EnvSafety --- SafetyList["・環境調査  
・公害防止協定  
・工場等の監視及び立ち入り検査"]
    EnvSafety --- SafetyList2["・各種公害苦情応対  
・自然環境保全"]
    EnvLife --- LifeList["・環境美化  
・廃棄物対策処理  
・狂犬病予防指導  
・ごみ減量化対策  
・ごみ集積場、リサイクルステーション"]
    EnvLife --- LifeList2["・不法投棄応対  
・墓地事務  
・浄化槽維持管理指導  
・リサイクル事業"]
  
```

市長

環境審議会
構成員15名

環境経済部
(環境課、農林課、商工観光課)
部長 1

環境課
(15名)
課長 1

環境政策係
(4名)
係長 1
事務 3

- ・環境基本計画
- ・地球温暖化対策
- ・環境教育
- ・省エネルギー推進
- ・部内行政施策の調整

環境保全係
(3名)
係長 1
事務 2

- ・環境調査
- ・公害防止協定
- ・工場等の監視及び立ち入り検査
- ・各種公害苦情応対
- ・自然環境保全

生活環境係
(7名)
係長 1
事務 4
労務 2

- ・環境美化
- ・廃棄物対策処理
- ・狂犬病予防指導
- ・ごみ減量化対策
- ・ごみ集積場、リサイクルステーション
- ・不法投棄応対
- ・墓地事務
- ・浄化槽維持管理指導
- ・リサイクル事業

市では、平成 11 年 9 月に「可児市環境基本条例」を制定した。この条例では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、基本理念実現のための環境基本計画などを規定するとともに、市の環境保全及び創造に対する取組み姿勢を市民に示している。

5

(3) 可児市環境基本計画

「可児市環境基本計画」は、環境基本条例第7条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出のための取り組みを市民、事業者、市が協力して、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として平成12年3月に策定、環境を取り巻く社会動向の変化や、市民、事業者の意識の変化に対応するため、平成23年3月に改定した。

この計画は、環境基本条例に基づく市の環境施策に関する基本計画として位置付けられるものであり、まちづくりや各種施策の環境に関する事項については、この計画との整合を図りながら推進されることになっている。

【基本理念】

- ・**循環** 環境保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化をみんなで創ります。
- ・**共生** 自然や歴史的・文化的遺産など可児市固有の環境と共生していきます。
- ・**持続** 世代や立場を越えて環境に対する思いや願いを共有し、子どもたちや将来世代に継承していきます。
- ・**連携** 自らの行動と他地域との連携により、地球環境保全を進めます。
- ・**協働** 環境を正しく知り、理解し、行動し、広めていきます。

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ環境文化都市・可児

～共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造～

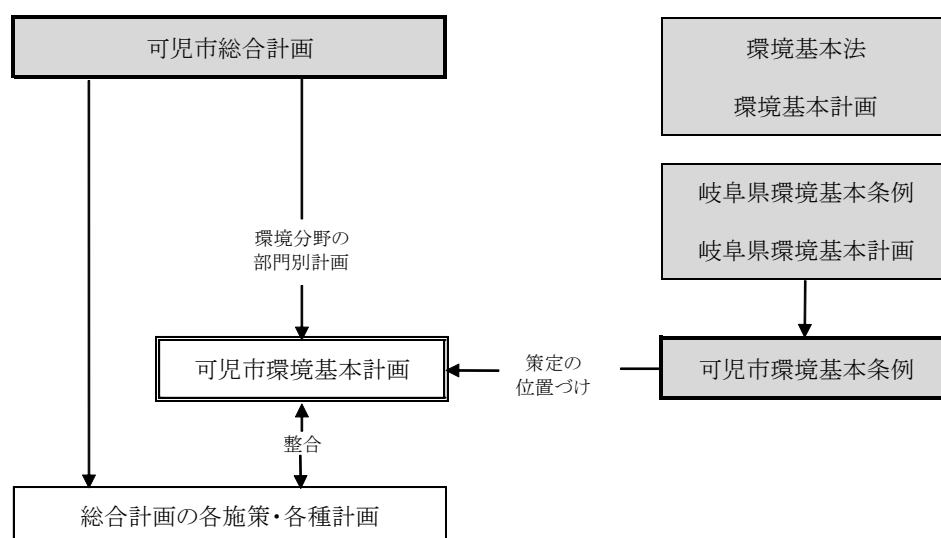
改訂版では、現計画を踏襲し実現するために下記2つの展開方針を設定した。

①人を育て、地域を育てる「仕組み」をつくります

※市民、地域、事業者の環境保全活動などを支える推進母体として、「(仮称)環境パートナーシップ・可児」の設立を目指す

②「可児らしさ」を引き出す「環境まちづくり」を展開します

※本市のさまざまな活動・行動に「可児オリジナル」を組み込んでいく



各種計画等との関連図

(4) ISO14001 認証取得

環境保全を推進するための市の率先行動として、ISO14001 の認証を平成 12 年 12 月に取得した(平成 21 年 12 月登録継続)。

適用組織は、小中学校等一部を除いた組織とし、環境目的に省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制・減量化とリサイクルの推進、環境に配慮した事務・事業活動の推進の分野で目的を掲げ、全庁一丸となって目的達成に向けて取組んでいる。

(5) 公害防止協定

公害防止協定とは、地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

市では、平成 22 年度末時点で、表 I -2-1 のとおり 56 の事業所と公害防止協定を締結している。

表 I-2-1 公害防止協定締結事業所一覧

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	企業名	協定締結日	協定見直し	住所	主な事業内容
1	愛知(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘2-20	家具製品製造
2	(株)安桜	S63.3.28	H23.2.4	姫ヶ丘1-11	金属プレス部品製造
3	旭千代田工業(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-6	金属熱処理加工
4	(株)イマイ	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-16	アルミサッシ製造
5	今井航空機器工業(株)	H10.3.2	H23.1.28	姫ヶ丘1-26	航空機部品製作・組立
6	イワキ工業(株)	S57.6.29	H23.3.31	姫ヶ丘1-14	航空機部品組立・修理
7	(株)エーワンパッケージ	H13.12.27	H22.3.30	広見1302-17	段ボール製品製造
8	(株)エヌエステック	H14.6.3		姫ヶ丘1-27	工作機械製造
9	オークマ(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘3-6	工作機械製造
10	オークマスチールテクノ(株)	H16.8.23		姫ヶ丘3-6	工作機械製造
11	偕行産業(株)	S57.6.29	H15.9.17	姫ヶ丘2-10	航空機部品製作
12	(株)カタヤマ精工	H14.3.1		姫ヶ丘2-3	金型製作
13	(株)片山製作所	S63.3.28	H23.1.28	姫ヶ丘1-30	ファインセラミックス製造・加工
14	(株)加藤製作所	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-6	プレス加工・金型製作
15	岐阜県可児工業団地管理センター	S49.12.26	H13.12.27	姫ヶ丘2-8	事務所、排水処理場
16	カヤバ工業(株) 岐阜北工場	S58.6.2	H21.5.15	土田2548	自動車用油圧装置製造
17	カヤバ工業(株) 岐阜南工場	S58.6.2	H21.5.15	土田505	自動車用油圧装置製造
18	共栄鋼材(株)	H12.12.15	H14.3.1	姫ヶ丘4-2	鋼材加工
19	共栄ファスナー(株)	H15.3.31		姫ヶ丘4-3	自動車用部品製造
20	(株)協和製作所	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-12	工作機械製造
21	高周波熱錬(株)	S51.1.26	H20.9.25	姫ヶ丘3-2	自動車用部品製造
22	サクラテック(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-18	亜鉛めっき鉄線製造
23	ジャパンセラミックス(株)	S63.3.28	H23.2.18	姫ヶ丘2-23	ガス器具、セラミック部品製造
24	シンクレイヤ(株)	S52.2.17	H23.2.18	姫ヶ丘1-20	電気機械器具製造
25	(株)スタールカケフ	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-17	鋼材加工
26	星菱電機(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-3	電気機械器具製造
27	岐阜・大成化工(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-14	プラスチック製品製造
28	大王製紙(株)	S49.3.6	H21.6.30	土田500	紙パルプ製造
29	(株)ダイニチ	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-33	穴加工技術
30	太平ハウジング(株)	H17.6.23		二野1979-1	パネル製造販売
31	中部静電塗装(株)	S52.2.17	H23.1.28	姫ヶ丘2-7	金属製品塗装
32	帝国ピストンリング(株)	S51.1.26	H22.9.2	姫ヶ丘3-3	自動車用部品製造
33	(株)テクマ	H13.12.27	H21.6.30	姫ヶ丘3-1	自動車用部品製造
34	(株)常盤電機	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-15	塗装装置、乾燥装置製作
35	徳田工業(株)	S55.11.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-18	木型・金型製作、航空機部品製作
36	サンウエーブ可児(株)	S52.2.17	H18.10.2	姫ヶ丘1-13	システムキッチン製造
37	鳥羽工産(株)	S52.2.17	H15.9.17	姫ヶ丘2-11	金型製作
38	中川産業(株)	S51.10.9	H14.3.1	姫ヶ丘1-8	断熱材・消音材製造
39	(株)日新珪瑯製作所	S51.1.26	H21.8.6	姫ヶ丘2-19	自動車部品・ガス器具部品製造
40	日進油圧工業(株)	H14.3.1		姫ヶ丘2-13	油圧装置製造
41	ニッタイ工業(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-23	タイル製造
42	日本金属(株)	S51.1.26	H21.11.11	姫ヶ丘2-24	ステンレス精密細管製造
43	(株)日比野鉄工所	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-2	自動車用部品製造
44	(株)富士アセンブリシステム	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-28	組立ライン設備製作
45	富士物流(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘2-16	配送業務
46	岐阜扶桑精工(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-17	金型製作
47	(株)文晶堂	H10.3.2		下切901	産業機械・窯業機械製造
48	北斗総業(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-7	自動車用電子部品製造
49	水野鉄工(株)	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-19	ロボットシステム・自動化装置製造
50	三菱電機(株)	S52.12.12	H20.7.2	姫ヶ丘3-5	電気機械器具製造
51	ミニター(株)	H13.1.30	H14.3.1	姫ヶ丘4-10	機械工具製造
52	美濃東久(株)	H11.8.5		兼山1139-1	自動車部品製造
53	(株)ナ・デックスプロダクツ	S57.6.29	H22.4.22	姫ヶ丘1-21	電気機械器具製造
54	(株)メーカケフ	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-36	鋼板加工・住宅部材加工
55	ユタカ工業(株)	H14.3.1		姫ヶ丘2-5	自動車用部品製造
56	リンナイ精機(株)	S55.11.14	H13.12.27	姫ヶ丘2-22	ガス器具製造

(6) 公害苦情

平成22年度に市に寄せられた苦情件数は、全体で188件と、前年度と横ばいの状況であった。(表 I-2-2 および図 I-2-1 参照)

苦情を内容別にみると、屋外焼却に関する苦情が最も多く全体の約5割を占め、典型7公害の水質、騒音、悪臭の順で苦情件数が多かった。

苦情を発生源別にみると、工場や製造事業所といった典型的な公害発生源からの苦情は年々減りつつあり、逆に生活雑排水からの悪臭、ごみの焼却に関するもの、隣地や隣人に対する苦情といった近隣公害と呼ばれる苦情が増加してきている。こういった被害範囲が小規模限定的な感覚的・心理的な苦情は、都市化の進展に伴って今後も続くものと思われる。

また、公害苦情以外の苦情として、空き地の雑草に関する苦情が毎年多く寄せられている(表 I-2-4 参照)。苦情件数よりも土地所有者に除草を依頼した件数が多いのは、一件の苦情で複数の空き地に対する申し立てがなされている場合などがあるためである。

なお、本市では市内主要団地の土地所有者に対して、毎年6月に除草案内ハガキを送付している。平成22年度においては、のべ351名の土地所有者に対して、同ハガキの送付を行った。

表 I-2-2 公害苦情処理件数の推移 (単位:件) 図 I-2-1 公害苦情処理件数の推移

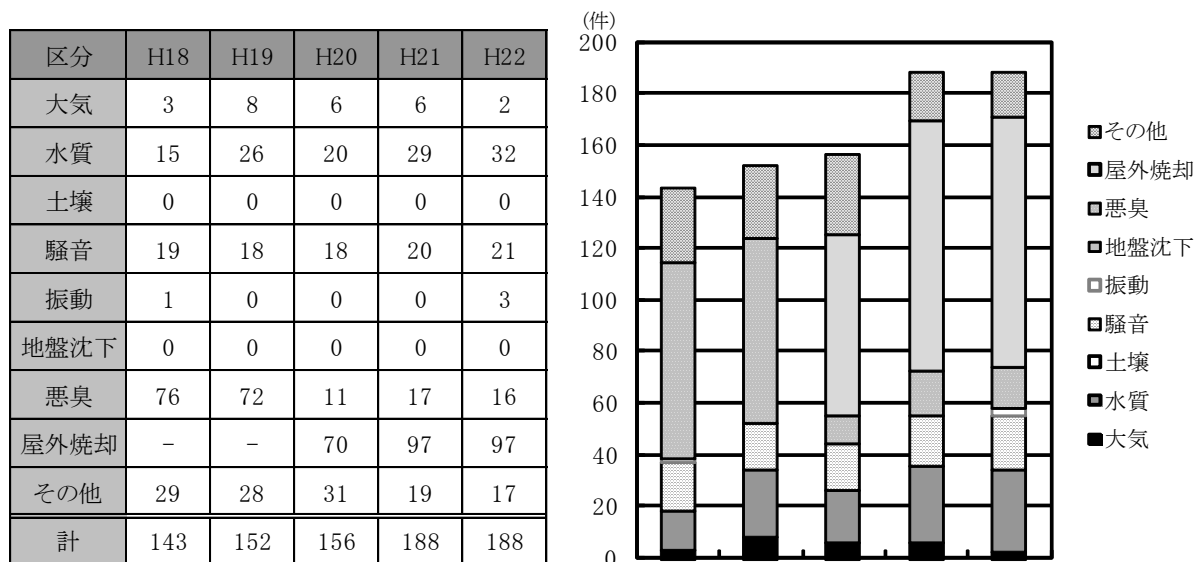


表 I-2-3 公害発生源別・種類別件数一覧(平成 22 年度)

(単位:件)

区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	低周波音	振動	悪臭	屋外焼却	その他	計	廃棄物 投棄	合計
農業			1				27	1	29		29
建設業	2	1			1		2		6	2	8
製造業		6	7			7	3	1	24		24
電気・ガス・熱供給・水道業									0		0
運輸業		2	1			1	1		5		5
卸売・小売業			2			1	2		5		5
不動産業		1					1		2		2
飲食店・宿泊業									0		0
サービス業		4	2			1	5	1	13		13
公務		1	2		2				5		5
分類不能の産業							1		1		1
家庭生活		3	6			5	52	4	70	1	71
自然由来		6						1	7		7
不明		8				1	3		12	6	18
合計	2	32	21	0	3	16	97	8	179	9	188

表 I-2-4 空き地の雑草に関する苦情(平成 22 年度)

苦情件数	土地所有者等に 除草を依頼した件数	その他 (他機関に指導を 依頼した件数など)
258件 (+63)	351件	83件
	計434件 (+120)	

※()内は前年からの増減数

(7) 新エネルギー導入実績

環境への負荷低減や、温室効果ガス抑制のため、エネルギー消費の効率化・有効利用を図るとともに、太陽光や風力などの自然エネルギーや未利用エネルギーの活用が求められている。本市では新しく建設する公共施設等において太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進している。

市役所においては、公用車に低公害車としてハイブリッド自動車を平成 11 年より導入しており、現在 9 台使用している。また、可児市文化創造センター(20kW)、旭小学校(30kW)、兼山小学校(10kW)、可児市学校給食センター(30kW)、帷子公民館(10kW)、中恵土公民館(10kW)、老人福祉センター福寿苑(20kW)、可児市役所本庁舎(20kW)、広見小学校(10kW)、中部中学校(10kW)、蘇南中学校(10kW)と、合計 11 施設(180kW)の太陽光発電設備を導入している。

(8) 環境教育

・可児市環境フェスタ

可児市環境基本計画の具体化として、市民による6つのワーキンググループを中心に、市内で環境保全活動を行う市民団体、ISO14001、9001を取得した事業所、行政が実行委員会を組織し、企画段階から協働で毎年「可児市環境フェスタ」を開催している。

平成22年度に11回目を迎えた環境フェスタでは、「みんなでストップ地球温暖化！協力し 続けていこうエコライフ」のテーマのもと、30の参加団体の環境保全への取り組み紹介をはじめ、各団体共同の企画として市内小中高の学校の展示・発表、ポスター展、環境川柳展、おもちゃ病院などを行い、2月27日(日)の1日間の開催で1,131人が来場した。

多くの市民へ環境についての問いかけを行う中で、市民の環境保全活動の「きっかけ」づくりの場となり、環境活動の輪が徐々に広がっている。

また、前週には環境フェスタイベントとして市内の中心を流れる可児川の一斉清掃とゴミの実態調査を行い、4カ所を拠点に1,928人の市民が参加した。

集計結果や拾ったゴミの写真は環境フェスタ会場に掲示し、来場者へポイ捨て禁止を呼びかけている。



環境フェスタの様子

・カワゲラウオッチング&一斉水質調査

私たちの身近な川に住む水生生物や水質を調べることで川の様子を知り、私たちの生活の仕方を変えるきっかけづくりとして、カワゲラウオッチングと市内8カ所の一斉水質調査を行っている。

カワゲラウオッチングでは、毎年大学講師による勉強会や水質調査、実際に可児川に入っの水生生物調査を海の日に開催している。

平成22年度は、7月19日に開催を予定していたが、開催直前の7月15日に発生した豪雨災害の影響により調査を中止した。



カワゲラウオッチングの様子(平成21年度)

・環境講座

夏休みや週休日を使い、親子参加の体験型環境講座を開催している。

平成 22 年度は、夏休み親子体験教室として、自然の藍の生葉を使って染色する「藍の葉っぱで染めよう」、エコクッキングと地球温暖化について体験学習する「地球にやさしく料理しよう」、古布やTシャツを使って作る「エコ布ぞうりを作ろう」を行った。

また、6 つの市民ワーキンググループによる講座が 20 回実施された。

・出前講座

小中学校や市民の環境学習を支援するため、要請のあった団体へ、ごみ・リサイクル、地球温暖化、川の水質や生物などをテーマに講師派遣を行っている。

・こどもエコクラブ

環境省が進める「こどもエコクラブ事業」の事務局を平成 10 年度から開設し、子どもたちの自主的な環境活動を支援している。平成 22 年度は 1 クラブ 22 人の登録があった。

・流域連携

可児川の流域連携として、瑞浪市と御嵩町、並びにその地域で活動する事業者および市民団体等と「松野湖と可児川を美しくする会」を組織し、水質浄化の啓発と水源である松野湖の清掃活動を実施している。

・啓発活動

環境月間にあわせ、パネル展を市役所1階ロビーにおいて実施した。

Ⅱ 環境の現状と対策

1. 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

大気汚染とは、大気中に含まれる有害物質(原因物質)により大気が汚染されることをいう。

大気汚染物質には、二酸化硫黄や二酸化窒素をはじめいろいろな物質がある。これらは事業活動や自動車の排気ガスなど、我々人間の生活を営むうえで大気中に排出されてきた有害物質であり、人体や生態系に悪影響を及ぼす。

大気汚染物質は、大気汚染防止法等で規制が加えられ個々の排出量自体は抑えられてきているが、消費社会が拡充・拡大するなかでその排出量全体は増加してきた。

国では、工場から排出される物質や自動車の排ガス規制の強化、拡大、また社会問題となっているダイオキシン類や地球温暖化の問題、有害化学物質問題を含め対策を講じており、それを受けて県や市でも特定事業所への定期的な立入調査や指導、各種の汚染物質の調査・測定を行っている。

(2) 大気汚染調査

大気汚染に係わる環境基準として、Ⅲ資料 1.環境基準・規制基準(1)①に示すように二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて基準値が定められている。

市ではこれらの汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、降下ばいじんについて、市内小学校屋上4地点で毎月「トリエタノールアミンろ紙法(TEA法)」により測定を実施している。また、酸性雨の調査を市役所本庁舎屋上にて実施している。平成14年度末には今渡北小学校内に自動車排ガスの自動測定局が設置された。この測定局では、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向・風速について自動計測が行われている。測定の速報値については岐阜県の下記のWebページにて随時公開されている。

「岐阜県 大気常時監視データ」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/taiki/honjitsu-taiki/top.html>

①二酸化硫黄

二酸化硫黄は無色で刺激臭のある硫黄酸化物で、粘膜、特に気道に対して刺激作用がある。二酸化硫黄等の硫黄酸化物は酸性雨の原因となるため、近年注目されている。発生源として工場のばい煙発生施設があげられるが、国内では工場等への規制の強化から、ほとんどの地域で環境基準は達成されている。

市における二酸化硫黄の測定結果を表Ⅱ-1-1、図Ⅱ-1-1に示す。

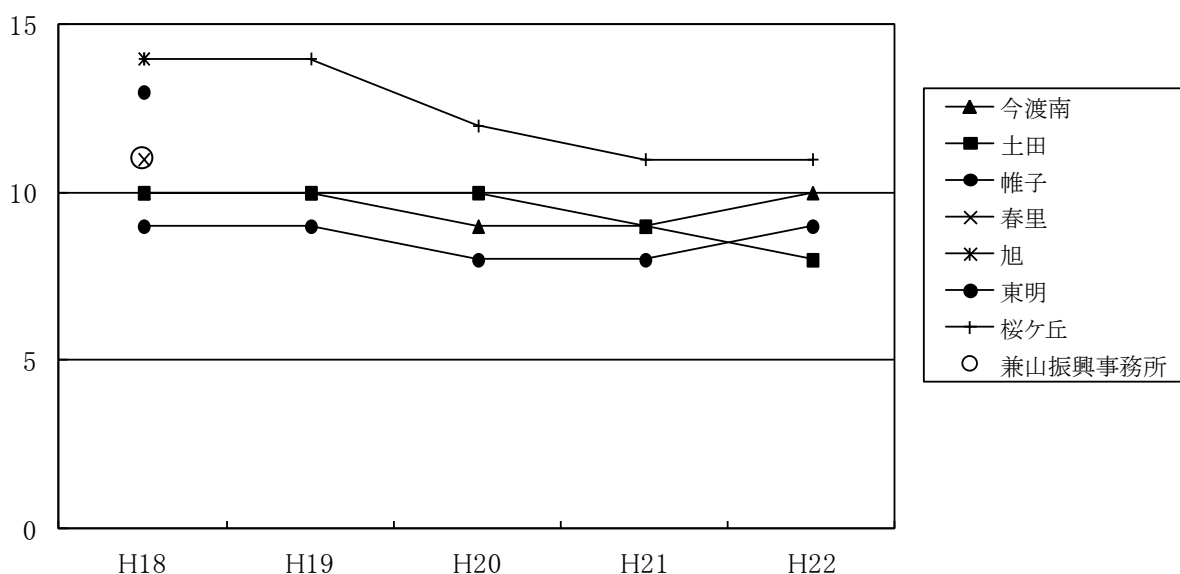
測定結果はTEA法による測定のため、環境基準と比較出来ないことから、県がTEA法と自動測定器の両方で測定を行った測定結果から変換係数を導き、ppmに換算した。その結果市内全域は環境基準に適合しているものと推測される。

表Ⅱ-1-1 二酸化硫黄測定値経年変化[年平均値] (単位: $\mu\text{gSO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)

測定地点 (小学校)	H18	H19	H20	H21	H22	ppm に 換算
今渡南	10	10	9	9	10	0.003
土田	10	10	10	9	8	0.003
帷子	13	—	—	—	—	—
春里	11	—	—	—	—	—
旭	14	—	—	—	—	—
東明	9	9	8	8	9	0.003
桜ヶ丘	14	14	12	11	11	0.003
兼山振興事務所	11	—	—	—	—	—

図Ⅱ-1-1 二酸化硫黄測定値経年変化[年平均値]

($\mu\text{gSO}_2/\text{日} / 100$
 cm^2TEA)



②二酸化窒素

二酸化窒素は物の高温燃焼によって発生する物質で、主な発生源は工場等のばい煙発生施設や自動車である。赤褐色の刺激性ガスで水に溶解しにくいので肺深部に達し、高濃度の場合は急性中毒死の例がある。二酸化窒素による大気汚染は、全国的にみて自動車等の台数の増加などにより 10 年前ほどから改善されておらず、環境基準を達成していない地域も一部ある。

平成 22 年度の市内における測定では、4 年前からやや減少の傾向がみられる。この測定結果は TEA 法による測定のため、環境基準と比較出来ないことから、県が TEA 法と自動測定器の両方で測定を行った測定結果から変換係数を導き、ppm に換算した。その結果、市内の数値は各測定局ではいずれも環境基準を満足していることから、二酸化硫黄同様、市内全域は環境基準に適合しているものと推測される。

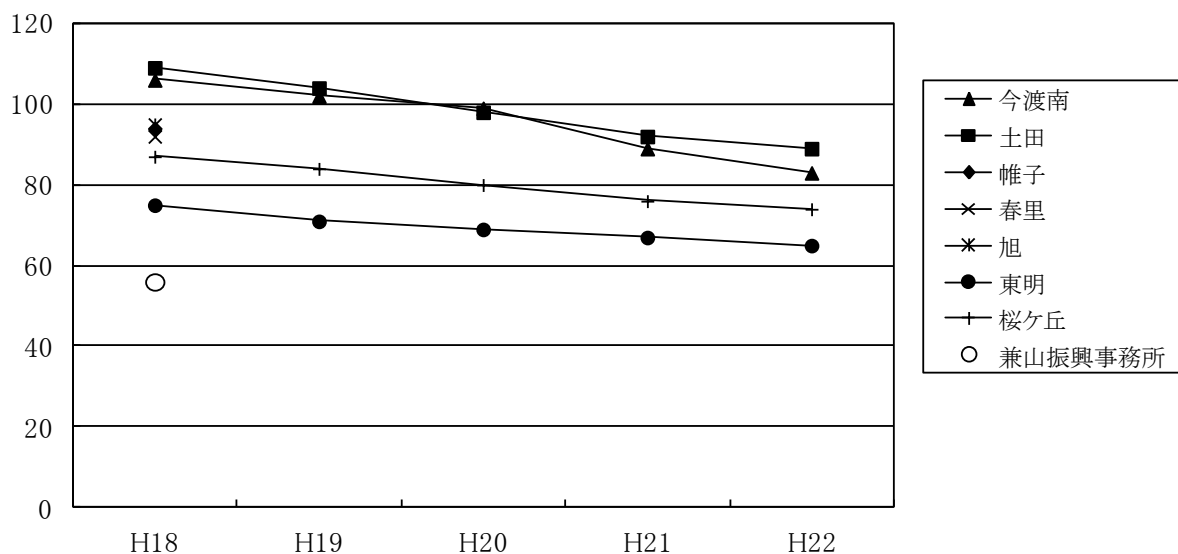
表Ⅱ-1-2 二酸化窒素測定値経年変化[年平均値]

(単位: $\mu\text{gNO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)

測定地点 (小学校)	H18	H19	H20	H21	H22	ppm に 換算
今渡南	106	102	99	89	83	0.015
土田	109	104	98	92	89	0.016
帷子	94	—	—	—	—	—
春里	92	—	—	—	—	—
旭	95	—	—	—	—	—
東明	75	71	69	67	65	0.012
桜ヶ丘	87	84	80	76	74	0.014
兼山振興事務所	56	—	—	—	—	—

図Ⅱ-1-2 二酸化窒素測定値経年変化[年平均値]

($\mu\text{gNO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)



③降下ばいじん

降下ばいじんは、種々の有害物質を含んでおり、量の多い場合は洗濯物を汚したり農作物に被害を与えたりすることもある。

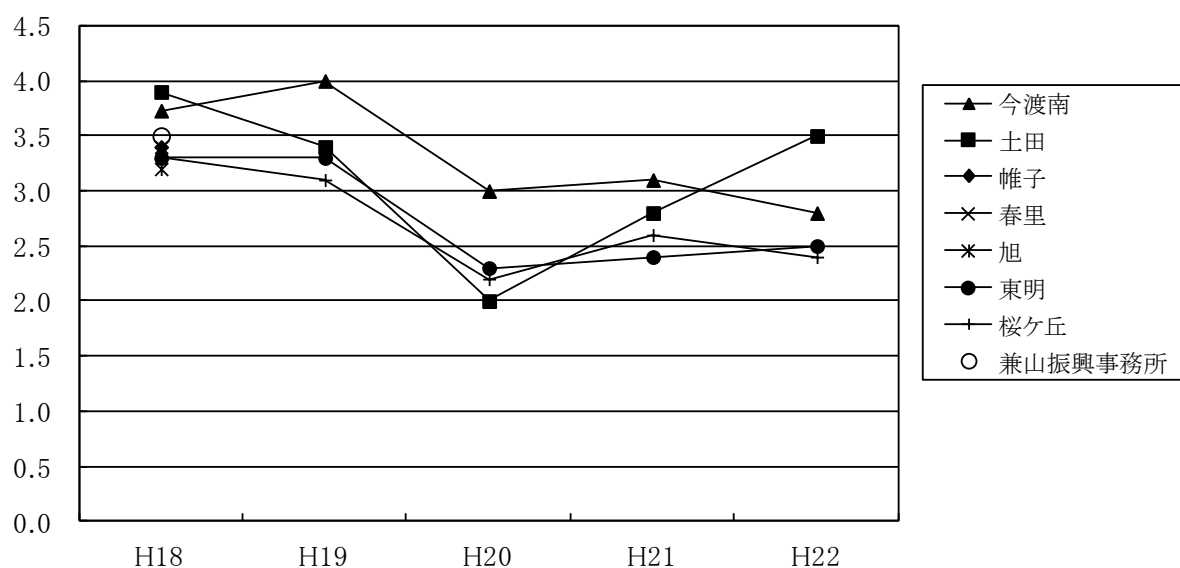
降下ばいじんについては、簡易ダストジャーを用いて、平成 22 年度は市内 4ヶ所の小学校の屋上で測定を行った。測定値は平成 18 年度までやや上昇し、平成 20 年度には減少している。平成 22 年度は土田小学校で上昇傾向があるものの他の 3 箇所は平成 20 年度の水準を維持している。

表Ⅱ-1-3 降下ばいじん測定値経年変化[年平均値] (単位:t/km²/月)

測定地点 (小学校)	H18	H19	H20	H21	H22
今渡南	3.7	4.0	3.0	3.1	2.8
土田	3.9	3.4	2.0	2.8	3.5
帷子	3.4	－	－	－	－
春里	3.4	－	－	－	－
旭	3.2	－	－	－	－
東明	3.3	3.3	2.3	2.4	2.5
桜ヶ丘	3.3	3.1	2.2	2.6	2.4
兼山振興事務所	3.5	－	－	－	－

図Ⅱ-1-3 降下ばいじん測定値経年変化[年平均値]

(t/km²/月)



④酸性雨

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性を示すようになった雨のことをいう。一般に、雨はごく自然な状態でも、pHは 5.6～7.0 とやや酸性になっている。これは、大気中に水に溶けると酸性を示す二酸化炭素が含まれており、雨水にも溶け込んでいるからである。したがって酸性雨は通常pH5.6以下の雨のことをいう。酸性雨は森林や文化財等に被害を与え、地球全体での問題となっている。

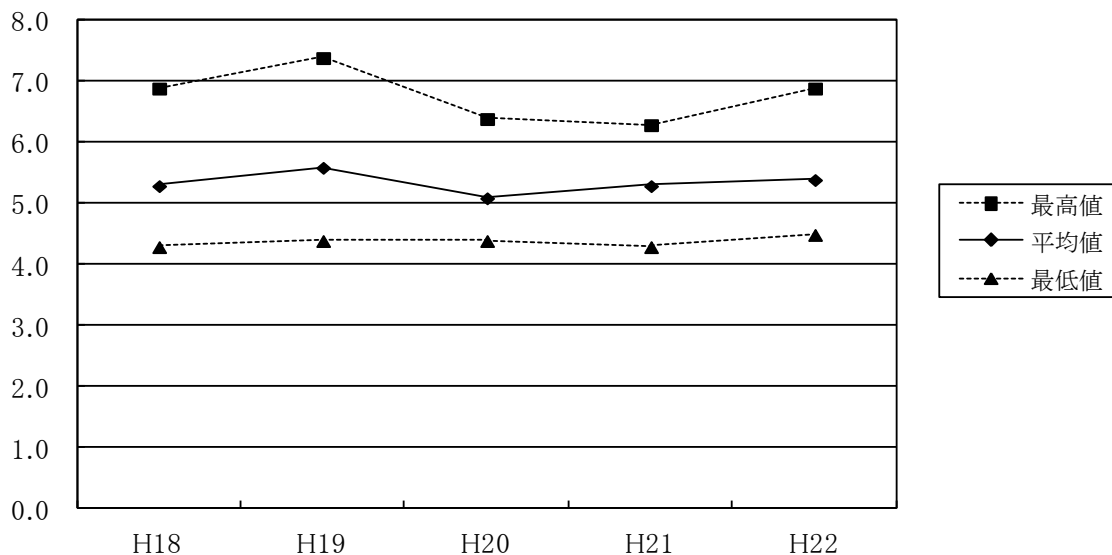
市では、酸性雨の実態を把握するため、平成 6 年度より市役所本庁舎屋上にて酸性雨の調査を行っている。平成 22 年度のpH平均値は 5.4 で、全国レベルpH 4.5～ 5.8 と同程度である。

表Ⅱ-1-4 降雨のpH測定値経年変化(ろ過式雨水採取装置)

年 度	H18	H19	H20	H21	H22
平均値	5.3	5.6	5.1	5.3	5.4
最高値	6.9	7.4	6.4	6.3	6.9
最低値	4.3	4.4	4.4	4.3	4.5

図Ⅱ-1-4 降雨のpH測定値経年変化(ろ過式雨水採取装置)

(pH)



(3) 大気汚染防止法等に基づく届出状況

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例に基づく、市における大気汚染に関する特定施設の届出状況は、表Ⅱ-1-5のとおりである。(資料:中濃振興局)

表Ⅱ-1-5の1 ばい煙発生施設届出事業所数

① (大気汚染防止法)

(平成23年3月31日現在)

施 設 の 区 分	事業所数
ボイラー	43
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	2
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	5
乾燥炉	2
廃棄物焼却炉	1
ガスタービン	4
ディーゼル機関	10
計	67

② (岐阜県公害防止条例)

(平成23年3月31日現在)

施 設 の 区 分	事業所数
セロファン等の製造の用に供する製膜施設並びにパルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	1

表Ⅱ-1-5の2 粉じん等発生作業実施届出事業所数

(岐阜県公害防止条例)

(平成23年3月31日現在)

施 設 の 区 分	事業所数
吹付け塗装機を使用する作業	10

表Ⅱ-1-5の3 粉じん等発生施設届出事業所数

(岐阜県公害防止条例)

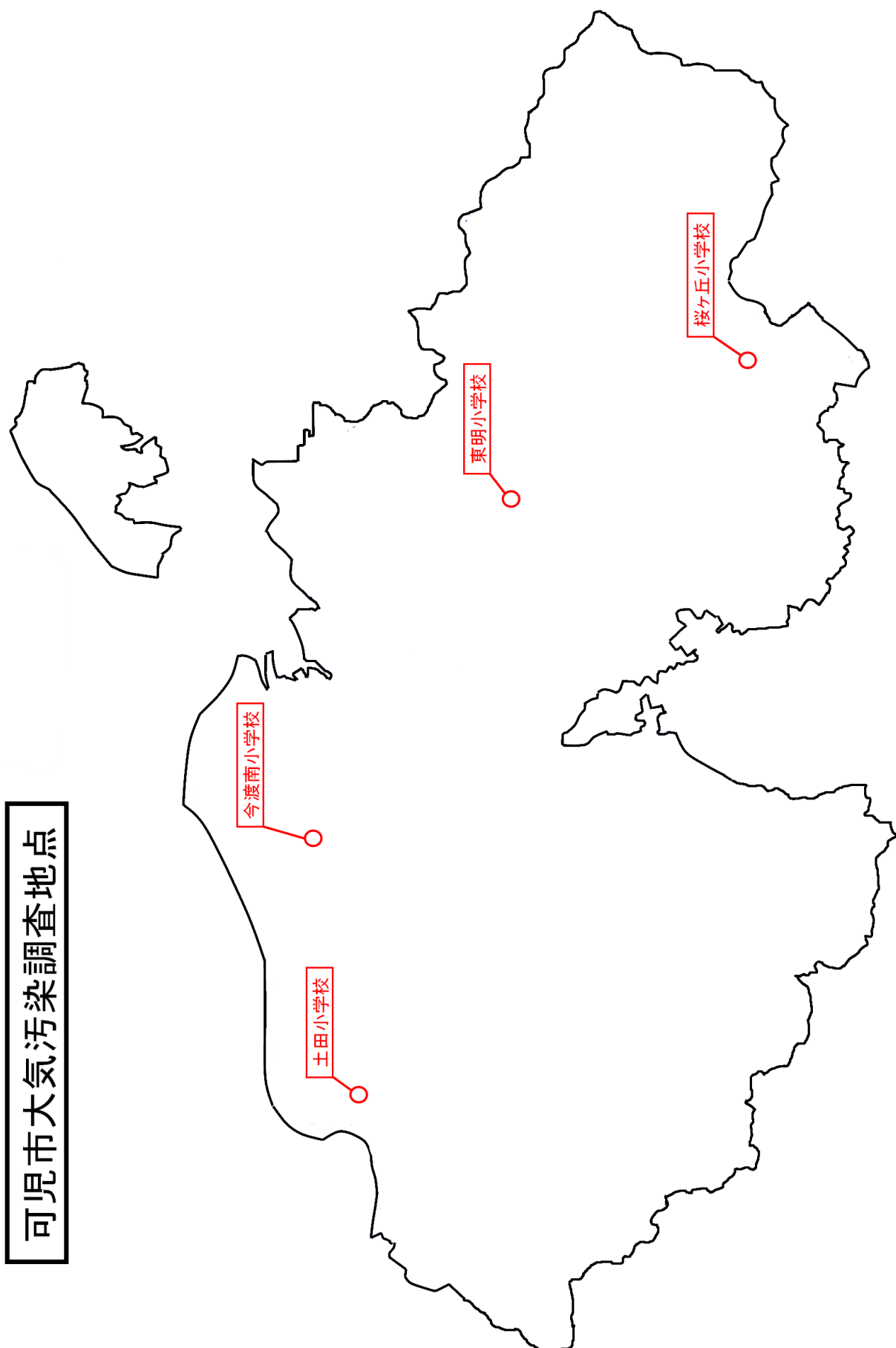
(平成23年3月31日現在)

施 設 の 区 分	事業所数
動力打綿機(繊維工業の用に供するもの)	1
合成樹脂製造業の用に供する反応施設	1
窯業、土石製品製造業の用に供するもの	
・粉砕施設	4
・ふるい分け施設	2
・セメント加工施設のうちセメントホッパー、バッチャープラント及び砂利選別施設	4
ガラス繊維、同製品製造業の用に供する樹脂加工施設	1
鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業の用に供するもの	
・砂処理施設	1
・表面処理施設	7
計	21

・事業所数は、施設が重複している場合、各々1つの事業所として計上した。

(4) 大気汚染苦情の現状と対策

平成 22 年に受理した大気関係の苦情は 2 件であり、発生源は 2 件とも建設業であった。なお、苦情内容は、粉塵の飛散によるものであった。



2. 水質汚濁

(1) 水質汚濁の状況

最近の河川汚濁の原因は、工場排水によるものから、台所や風呂、浄化槽の排水といった生活排水によるものに比重が移っている。生活排水は、窒素、りんなどの栄養塩類を多量に含んでおり、河川での藻の大量発生や海洋での赤潮の発生など、富栄養化現象の原因となっている。

市は一級河川可児川が市内を東西に貫流し、その可児川に 10 の支川が流入している。水質については、全体的にきれいな河川とは言えない状態が続いている。

平成元年度に久々利地区において特定環境保全公共下水道が供用開始されて以来、流域関連公共下水道、農業集落排水事業により下水道整備を進めている。これにより、平成 22 年度末では、下水道事業に合併処理浄化槽による処理人口を加えた生活排水処理率は、89.9%となっている。

なお、平成 10 年 4 月から「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」により、設置される浄化槽は、全て合併処理浄化槽（し尿と併せて生活排水を処理する浄化槽）となった。

また、平成 6 年 3 月 1 日付けで可児川水系（可児市、御嵩町と多治見市の一部）が「水質汚濁防止法」の生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、「可児市生活排水対策推進計画」を策定、更に平成 14 年 3 月に計画を改定し、目標を設定して生活排水対策を一層推進しているところである。

(2) 可児川及び流域河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）と、人の健康の保護に関する項目（健康項目）について設定されている。このうち生活環境項目については、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、水域ごとにAAからEまでの 6 段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌群数の 5 項目について、それぞれ類型ごとに基準値が定められている。本市内では、可児川本川が類型指定を受けており、可児川と久々利川の合流点より上流がB類型水域、その下流がC類型水域となっている。

可児川及び流域河川水質調査として、前記の生活環境項目 5 項目に加えてTOC・COD・全りん・全窒素・陰イオン界面活性剤の項目について年に 4 回、可児川本川 12 ヶ所とその支川 13 ヶ所で調査を実施した。また、健康項目については、可児川有害物質分析調査として、可児川の最下流の橋（はね橋）で年 1 回採水して調査した。さらに 5 月には本川 2 ヶ所と 2 支川各 1 ヶ所で生物調査を実施し、河川の汚れ具合を生息生物から調査した。

① 可児川本川の水質調査結果

平成 22 年度の可児川本川の水質は、すべての測定地点において BOD では 3.0mg/l、SS では 25.0mg/l を下回っており、DO では 5.0mg/l を上回るなど環境基準を満たす結果となっている。なお、大腸菌群数については、可児川上流部の測定地点の大部分が環境基準を超過している。

表Ⅱ-2-1 可児川本川水質調査結果 [年平均値]

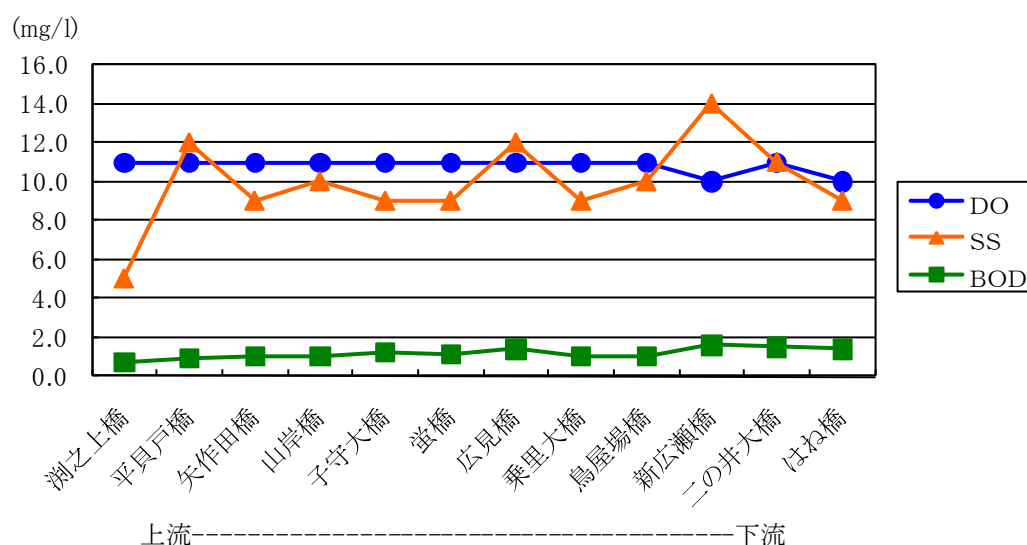
河川名	測定地点	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	TOC (mg/l)	陰イオン界面活性剤 (mg/l)
可児川	渚之上橋	7.3	0.7	3.4	5.0	11.0	5,000	0.88	0.068	1.7	0.040
可児川	平貝戸橋	7.7	0.9	4.1	12.0	11.0	*9,400	0.89	0.100	2.0	0.040
可児川	矢作田橋	7.7	1.0	3.8	9.0	11.0	4,000	0.90	0.099	2.0	0.040
可児川	山岸橋	7.5	1.0	3.9	10.0	11.0	*11,000	0.91	0.099	2.0	0.040
可児川	子守大橋	7.7	1.2	3.7	9.0	11.0	*8,300	0.89	0.100	2.1	0.040
可児川	蛭橋	7.9	1.1	3.5	9.0	11.0	*7,000	0.89	0.097	2.0	0.040
可児川	広見橋	7.8	1.4	3.6	12.0	11.0	*5,900	0.93	0.110	2.0	0.040
可児川	乗里大橋	7.8	1.0	4.0	9.0	11.0	*22,000	0.92	0.110	2.1	0.040
可児川	鳥屋場橋	7.7	1.0	4.1	10.0	11.0	4,000	0.97	0.110	2.1	0.050
可児川	新広瀬橋	8.0	1.6	4.0	14.0	10.0	8,000	1.20	0.140	2.1	0.040
可児川	二の井大橋	8.1	1.5	3.7	11.0	11.0	4,000	1.20	0.140	2.1	0.040
可児川	はね橋	7.8	1.4	3.7	9.0	10.0	7,000	1.40	0.160	2.0	0.040

(注) pH・・・水素イオン濃度 COD・・・化学的酸素要求量
 DO・・・溶存酸素 SS・・・浮遊物質
 BOD・・・生物化学的酸素要求量
 *・・・環境基準を満たしていない数値

表Ⅱ-2-2 環境基準

	可児川上流	可児川下流
対象地点	渚之上橋、平貝戸橋、矢作田橋、 山岸橋、子守大橋、蛭橋、広見橋、 乗里大橋、鳥屋場橋	新広瀬橋、二の井大橋、はね橋
類型	B 類型流域	C 類型流域
pH	6.5～8.5	6.5～8.5
BOD	3mg/l 以下	5mg/l 以下
SS	25mg/l 以下	50mg/l 以下
DO	5mg/l 以上	5mg/l 以上
大腸菌群数	5000MPN/100ml 以下	—

図Ⅱ-2-1 可児川本川水質流下変化[年平均値]



②可児川支川の水質調査結果

可児川の支川は小河川であるため、生活雑排水、浄化槽放流水、工場排水の影響を受けやすく水質変動が著しい。各支川は、環境基準の類型指定を受けておらず環境基準値はそのまま適用はされないが、すべての支川の測定地点においてBODでは 3.0mg/l を下回っており、DOでは 5.0mg/l を上回る結果となっている。なお、SSでは 25.0mg/l を超過した測定地点が 2 箇所あるが、これは、年 4 回調査する第 1 回(5 月)の調査期日が水田に水を引き入れ代かきする時期と重なり、水と耕土が攪拌されて濁った水が河川に流出したことが影響し数値が上昇したものである。

表Ⅱ-2-3 可児川支川水質調査結果[年平均値]

河川名	測定地点	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	TOC (mg/l)	陰イオン 界面活性 剤(mg/l)
瀬田川	山岸小橋	7.5	1.5	4.6	15.0	10.0	24,000	0.92	0.160	2.4	0.04
中郷川	可児川合流前	7.6	1.5	5.1	26.0	10.0	32,000	1.30	0.210	2.9	0.07
姫川	脇田橋	7.5	1.3	3.0	7.0	10.0	10,000	1.50	0.100	1.6	0.05
久々利川	大森大橋	8.0	1.3	4.6	22.0	10.0	14,000	1.40	0.210	2.6	0.04
谷迫間川	可児川合流前	7.7	1.0	2.8	14.0	10.0	7,000	1.00	0.096	1.6	0.03
横市川	湯之島橋	7.5	1.1	3.3	11.0	9.0	5,000	1.10	0.130	1.7	0.02
矢戸川	中切川合流前	7.8	1.1	3.0	9.0	10.0	7,000	1.10	0.150	1.7	0.03
山座川	国道41号線下	7.8	0.7	2.1	3.0	10.0	8,000	1.10	0.059	1.3	0.03
大森川上流	立石橋	7.2	0.9	2.2	2.0	10.0	2,000	0.98	0.040	1.3	0.03
大森川下流	岩端橋	7.7	1.0	4.0	10.0	10.0	8,000	2.20	0.260	2.1	0.11
久々利川	森本橋	7.8	1.4	3.8	7.0	11.0	26,000	0.99	0.100	2.1	0.04
中郷川	二野中橋	7.4	1.3	6.4	65.0	10.0	3,900	1.10	0.230	4.1	0.03
中切川	駒返橋	8.2	1.7	3.4	10.0	11.0	13,000	1.60	0.150	1.9	0.03

(注) pH……水素イオン濃度 COD……化学的酸素要求量
DO……溶存酸素 SS……浮遊物質
BOD……生物化学的酸素要求量

③ 可児川有害物質分析調査

有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」として従来のカドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCBの8物質に加え、平成5年度にジクロロメタン等15物質(工場から排出される有機塩素化合物やゴルフ場等で使用される農薬等)が追加され、鉛、ひ素の基準値が強化された。その後平成11年2月に、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目が追加された。平成21年11月に1,4-ジオキサン1項目が追加されるとともに1,1-ジクロロエチレンの環境基準値が見直された。現在27項目となっている。

平成22年度も、可児川最下流部の土田地内はね橋において、1回採水を行い分析した。検査結果については、いずれの物質についても基準を満たしている。

表Ⅱ-2-4 可児川有害物質分析調査結果

調査地点：可児川はね橋

項目	環境基準値	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
カドミウム	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
鉛	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
シアン	検出されないこと	—	—	—	—	—
ひ素	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
六価クロム	0.05 mg/l以下	—	—	—	—	—
総水銀	0.0005mg/l以下	—	—	—	—	—
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	—	—	—	—	—
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 mg/l以下	—	—	—	—	—
チウラム	0.006 mg/l以下	—	—	—	—	—
シマジン(CAT)	0.003 mg/l以下	—	—	—	—	—
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.02 mg/l以下	—	—	—	—	—
ベンゼン	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
セレン	0.01 mg/l以下	—	—	—	—	—
ほう素	1 mg/l以下	—	—	0.04mg/l	0.03mg/l	0.02mg/l
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	—	—	—	—	—
ふっ素	0.8 mg/l以下	—	—	0.2mg/l	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	1.2mg/l	2.5mg/l	1.1mg/l	1.1mg/l	0.92mg/l

備考:—は定量下限値未満

環境基準は変更後の値(平成21年11月30日変更)

④ 可児川本川、支川生物調査

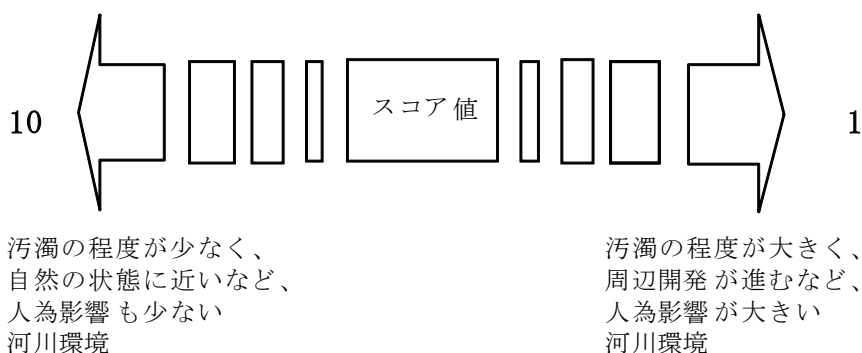
平成22年5月13日に可児川本川2ヶ所と2支川各1ヶ所で、生息生物による河川の汚れを調査した。

表Ⅱ-2-5 生物調査結果

目・網名	科 名	スコア	可児川		矢戸川	久々利川
			矢作田橋	二の井大橋	中切川合流前	森本橋
カゲロウ目	ヒラタカゲロウ科	9		○		
	マダラカゲロウ科	9				
	モンカゲロウ科	9				○
トビケラ目	エグリトビケラ科	10				
	シマトビケラ科	7	○	○	○	○
	ナガレトビケラ科	9	○	○	○	
コウチュウ目	ヒメドロムシ科	8				
	ヒラタドロムシ科	8	○	○	○	○
ハマグリ目	シジミガイ科	5	○	○	○	○
ハエ目	ユスリカ科	3	○	○	○	○
モノアラガイ目	サカマキガイ科	1	○		○	○
中腹足目	カワニナ科	8	○	○	○	○
ミミズ網		1	○	○		
ヒル網		2	○	○	○	○
T S 値		-	44	52	43	43
総科数		-	9	9	8	8
A S P T 値		-	4.9	5.8	5.4	5.4

※表中の○は確認されたことを示す。

ASPT値の見方



算出式：評価値＝平均スコア値(ASPT値)＝総スコア値(TS値)／確認された科の総数(総科数)

(3) 水質汚濁防止法等に基づく届出状況

水質汚濁防止法および岐阜県公害防止条例に基づく、可児市における水質汚濁に関する特定施設の届出状況は、表Ⅱ-2-6のとおりである。(資料:中濃振興局)

表Ⅱ-2-6 水質汚濁に関する特定施設届出事業所数

①(水質汚濁防止法)

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

業 種 区 分	事業所数
畜産農業又はサービス業の用に供する施設	14
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	2
飲料製造業の用に供する施設	2
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	8
パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	1
セメント製品製造業の用に供する施設	5
生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	5
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設	2
非鉄金属製造業の用に供する施設	1
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設	7
水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	14
電気めっき施設	3
旅館業の用に供する施設	18
共同調理場に設置される厨房施設	1
飲食店に設置される厨房施設	5
洗濯業の用に供する洗浄施設	15
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	20
地方卸売市場に設置される施設	1
自動式車両洗浄施設	33
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	4
一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	0
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設	0
し尿処理施設(指定地域特定施設を含む。)	83
下水道終末処理施設	1
計	247

②(岐阜県公害防止条例)

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

業 種 区 分	事業所数
陶磁器、同関連製品製造業の用に供するスプレー式施釉施設	2
段ボール製造業の用に供するのり付け施設	1
畜産業の用に供する畜舎	13
自動車整備業の用に供する車体洗浄施設及び部品洗浄施設並びに給油所	53
吹付け塗装業の用に供する廃棄洗浄施設	1
大理石製造業又はテラゾー製造業の用に供する石材切截施設及び湿式研磨施設	1
計	71

(4) ゴルフ場の農薬等立入検査の実施

市内には、8ヶ所のゴルフ場があり、県内で2番目に数の多い自治体である。市では、農薬の使用状況等を確認するため、年1回全ゴルフ場に立入検査及び水質調査を実施している。

・農薬の使用状況

県の指導要綱により、農薬の使用量を極力減らすよう各ゴルフ場に指導しており、ゴルフ場も使用量を減らすように努めている。また、C類(劇薬扱い)の農薬を使わないゴルフ場が増えている。

・排水水の農薬検査

県の指導により、全ゴルフ場が定期的に農薬検査を実施しているが、単独の立入検査時にも最大排出量が見込まれる排出口1ヶ所で採水を行い、検査当日の前1ヶ月以内に使用された農薬について調査した。この検査において、排水から検出された農薬は、市内全てのゴルフ場において基準値以下であった。

(5) 水質苦情の現状と対策

平成22年度、水質関係の苦情は32件あった。そのうち製造業と自然由来のものがそれぞれ6件、サービス業が4件、家庭生活が3件、運輸業が2件、その他の苦情が11件であった。苦情の中には、自然由来によるものなど水質汚濁の発生源や物質が特定できないものも少なくない。

市内では公共下水道及び小規模下水道(特定環境公共下水道・農業集落排水事業)が順次供用開始しているため、今後、水質の改善が期待される。また、下水道整備や排出事業者への立入り調査の他、生活排水対策を積極的に推進していくことにより、河川の水質汚濁の改善を目指している。

(6) 生活排水対策の現状

河川水質汚濁の原因は、工場からの排水より家庭や商店から流される生活排水によるものが多い。こういった家庭からの生活排水による河川等の水質汚濁を解消するため、市では公共下水道の整備を進めており、平成6年度から一部供用開始となった。また、久々利地区では特定環境保全公共下水道が、今・塩河・長洞地区では農業集落排水処理施設が供用されている。

また、平成6年3月1日付けで可児川流域の2市1町(可児市、御嵩町、多治見市の一部)が「水質汚濁防止法」の生活排水対策重点地域に指定された。それを受けて市は、「可児市生活排水対策推進計画」を策定し、総合的・体系的な生活排水対策を推進してきた。

市における今後の生活排水対策やさらに広い範囲での水環境対策には、今なお多くの課題を抱えている。前計画は、中間年度である平成13年度に内容の見直しと、今後の生活排水対策の指針となり得るように全計画を改定した。

(7) 生活排水対策推進計画

・計画の理念

生活排水対策推進計画により、市民に対し生活排水対策の必要性について普及啓発を行うと共に、下水道等の施設整備および各家庭での発生源対策により、水質の保全を図る。また、水環境の整備と自然環境の保全を図り、豊かな水が流れ、魚が泳ぎ回るようなうまいおいのある水辺環境をつくり、快適環境都市を目指す。

・計画の目標

- 1: 命を育むきれいな水を守ろう
- 2: 生物を育みうるおいのある水環境をふやそう
- 3: みんなの川をみんなの手で育もう
- 4: 可児川流域全体で取り組もう

・目標年次

平成 25 年度

・目標水質

- ①生活排水処理率 95%以上(平成 22 年度末現在 89.9%)

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{汚水処理人口} \times}{\text{行政区域内人口}}$$

※ 汚水処理人口とは、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽による接続人口を合計したもの。

- ②市内の河川における水質測定の平均値が次の環境目標値を満足すること

可児川: BOD 3.0mg/l以下

支川 : BOD 3.0mg/l以下

- ③市内の河川における水生生物調査で水質階級Ⅱ以上であること

・生活排水処理施設等の整備

下水道の整備

農業集落排水施設の整備

合併浄化槽の普及

水辺環境の整備等

・普及啓発事業

河川等環境美化の推進

廃食用油回収の実施

(8) 水生生物調査(カワゲラウオッチング)結果

本市においては夏休み親子教室として、市内8ヶ所の一斉水質調査及び市役所北側の可児川でのカワゲラウオッチングが、市民ワーキンググループ「可児市めだかの楽校」により毎年開催されている。

しかし、開催日直前に発生した7・15豪雨災害の影響により、平成22年度は中止した。

表Ⅱ-2-7 水生生物調査結果

調査年月日		平成21年7月20日				平成22年7月19日				
調査地点		可児川上流(市役所北)				7・15豪雨災害のため 調査中止				
天候		くもり								
水温		30.0℃								
川幅		30m								
採取した場所		上流から見て左岸								
生物を採取した場所の水深		30 c m								
流れの速さ		はやい								
川底の状態		こぶし大の石								
水質		指標生物		見つかった指標生物の欄に○印、数が多かった上位から2種類に●印をつける。						
I きれいな水	アミカ									
	ウズムシ									
	カワゲラ									
	サワガニ									
	ナガレトビケラ									
	ヒラタカゲロウ									
	ブユ									
	ヘビトンボ									
	ヤマトビケラ									
II 少しきたない水	イシマキガイ									
	オオシマトビケラ									
	カワニナ	●								
	ゲンジボタル									
	コオニヤンマ									
	コガタシマトビケラ									
	スジエビ	○								
	ヒラタドロムシ	●								
	ヤマトシジミ	○								
III きたない水	イソコツブムシ									
	タイコウチ									
	タニシ									
	ニホンドロソコエビ									
	ヒル	○								
	ミズカマキリ									
	ミズムシ									
きたない大変水 IV	アメリカザリガニ									
	エラミミズ									
	サカマキガイ									
	セスジユスリカ									
	チョウバエ									
水質階級の判定	水質階級		I	II	III	IV	I	II	III	IV
	1. 出現した指標生物の種類数 (○+●)			4	1		7・15豪雨災害のため 調査中止			
	2. 最も出現した指標生物の種類数 (●)			2						
	3. 合計 (1+2)		0	6	0	0				
	水質階級		II							

(9)流域自治体宣言

平成 22 年 10 月 18 日、名古屋で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」を機に、木曽三川流域の自治体が一堂に会し、森・川・海の水でつながる命をテーマに参加自治体(可児市を含む 29 自治体)が共同でとりまとめた「流域自治体宣言」を発信した。

【宣言文】

流域自治体宣言 「水の環、人の和、生物の輪」

1. 私たちは、森・川・海の水でつながる命を大切にし、その大きな恵みに感謝の心を持ち続けます。
1. 私たちは、豊かで清らかな水の環を守り、緑あふれる森林、澄んだ水辺空間を次世代に引き継いでいくために、流域全体の人の和をもって行動します。
1. 私たちは、水でつながる自治体間の連携・協働に努め、多様な生物の輪の生息環境を守ります。

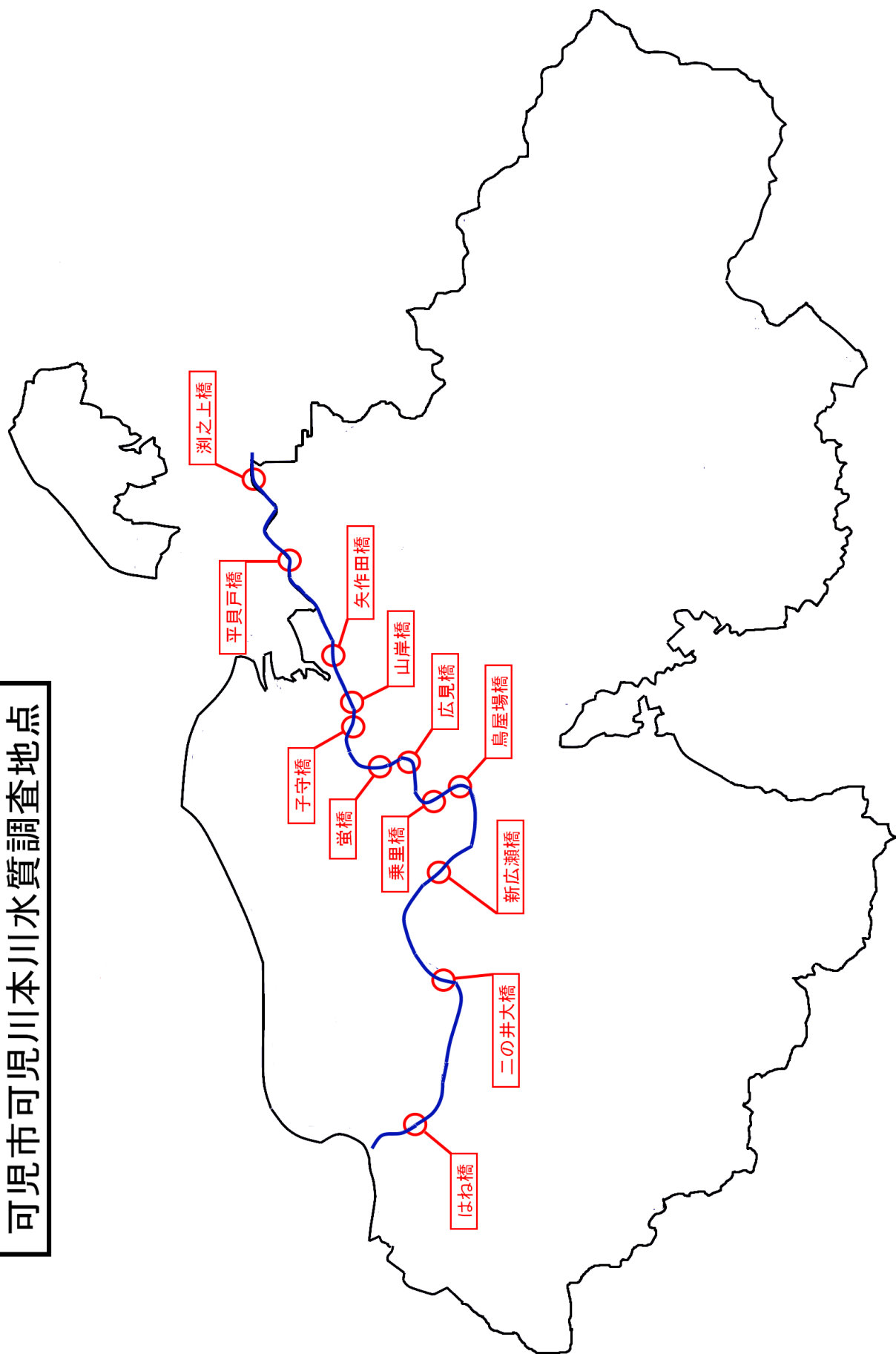
【流域自治体】

愛西市、上松町、一宮市、稲沢市、犬山市、揖斐川町、恵那市、王滝村、大垣市、大桑村、海津市、各務原市、可児市、川辺町、木曽町、木祖村、岐阜市、郡上市、下呂市、江南市、白川町、中津川市、南木曽町、名古屋市、羽島市、七宗町、瑞浪市、八百津町、弥富市(以上、50 音順)

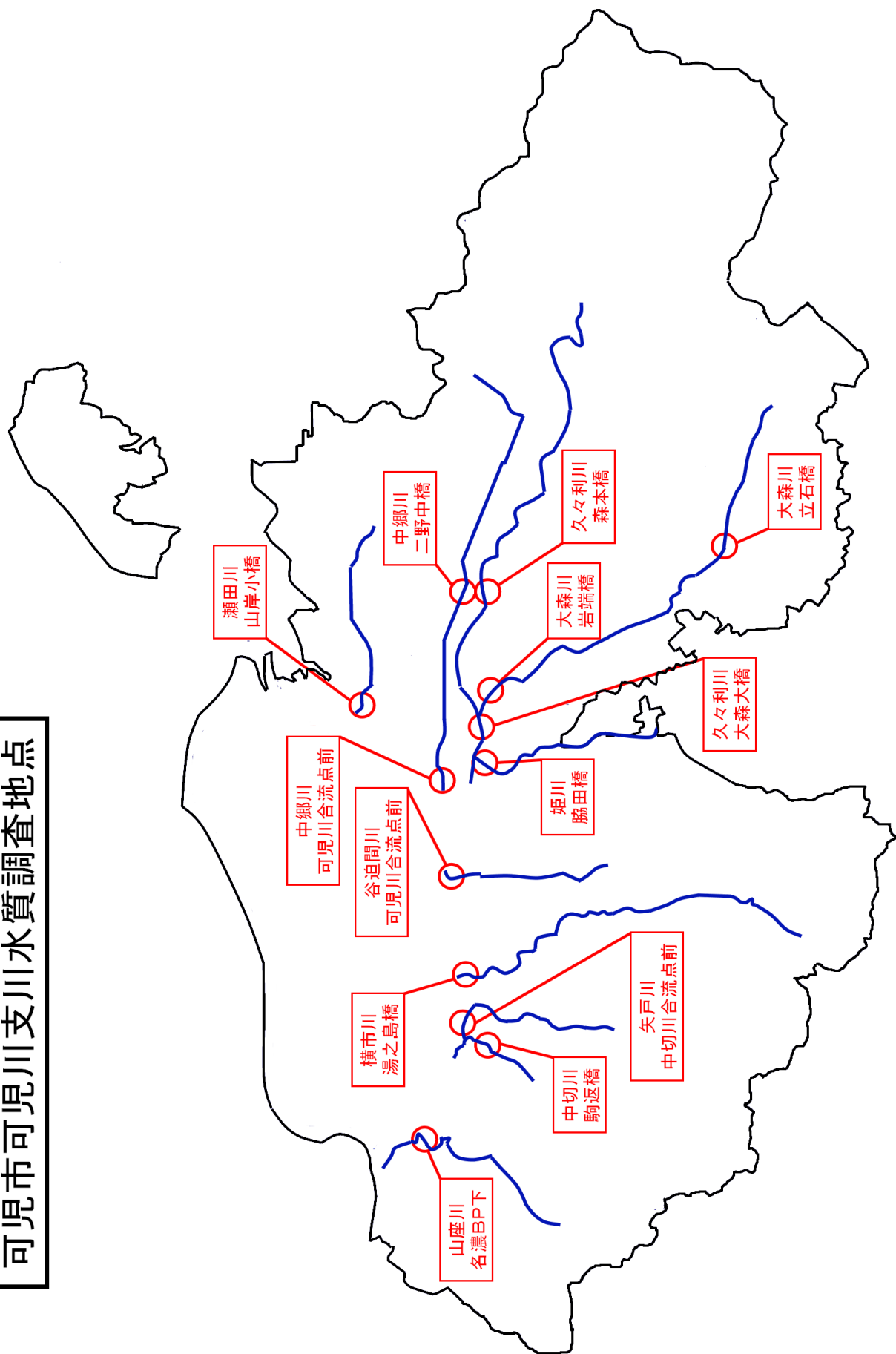


宣言文読み上げ(生物多様性交流フェア会場)

可児市可児川本川水質調査地点



可児市可児川支川水質調査地点



3. 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音は日常生活に関係が深く、発生源も工場・事業所や自動車・航空機等の交通機関又は、商店や飲食店、家庭生活など多種多方面にわたっている。また、振動は騒音公害と同一発生源から同時に発生することが多い。

市は、市全域が騒音・振動の規制指定地域であり、第1種から第4種まで都市計画区域に準じて指定区域が定められており、それぞれ環境基準が設定されている。

(後載 可児市全図参照)

(2) 騒音調査

市では毎年、騒音測定を実施している。

平成22年度においては、5月に一般地域を3地点で通日測定を行い、5、6月に道路に面する地域10地点で実施した。

① 一般地域

平成22年度は、全箇所の調査地点において環境基準を満たしている結果となった。

表II-3-1 騒音調査結果(一般地域)

地域の 種類	類型	騒音規制 区分	測定場所	時間帯	騒音測定 結果 LAeq(dB)	環境基準 LAeq(dB)
一般地域	A	第1種	緑ヶ丘2丁目公園	昼間	46.8	55以下
	B	第2種	今渡神社境内	昼間	54.2	55以下
	C	第3種	可児市福祉センター	昼間	55.3	60以下

② 道路に面する地域

5、6月に、市内の幹線道路の10ヶ所において道路交通騒音と交通量を測定した。環境基準値の評価方法は基準値を超える騒音に影響される住居等の個数やその割合を把握することにより評価を行う面的評価とされているため、単純な評価はできないが、道路交通騒音の基準達成は前年度の4ヶ所から3ヶ所と減少し、残りの7ヶ所が基準を達成しておらず、今後の経緯を見守る必要がある。

表Ⅱ-3-2 騒音調査結果(道路に面する地域)

測定地	交通量 台/10分 (昼間)	騒音測定結果(dB)		区 域	車 線 数	環境基準(dB)	
		昼 間	夜 間			昼 間	夜 間
小池土木前(広見)	154	68.6	63.6	C	2	70以下	65以下
土田下切公民館	180	*70.2	*65.4	C	4		
JAめぐみの帷子支店前	107	68.3	63.0	B	2		
R248 線上(谷迫間)	144	*70.6	*65.9	B	2		
船岡公民館前(下恵土)	166	69.1	64.5	B	2		
大森台西入口(下切)	112	*68.1	64.2	B	2	65以下	60以下
総合会館前(広見)	117	*66.4	*60.9	C	2		
春里公民館前(矢戸)	85	*65.9	58.4	B	2		
弥勒寺前(下恵土)	101	*65.6	59.9	B	2		
東可児交番前(皐ヶ丘)	155	*70.7	*63.9	A	2	60以下	55以下

(注) *環境基準を超えた数値

(3) 騒音・振動規制法等に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例に基づく、本市における騒音及び振動に関する特定施設の届出状況は、表Ⅱ-3-3の1及び表Ⅱ-3-3の2のとおりである。また、特定建設作業の届出状況は表Ⅱ-3-3の3及び表Ⅱ-3-3の4のとおりである。

表Ⅱ-3-3 の1 騒音発生施設届出事業所数

①騒音規制法

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	49	620
空気圧縮機及び送風機	112	1,256
土石用破碎機等	6	17
織機	0	0
建設用資材製造機械	5	7
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	7	104
抄紙機	1	13
印刷機械	6	65
合成樹脂用射出成形機	8	136
鋳型造型機	2	5
計	196	2,223

②岐阜県公害防止条例

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
研磨機	8	80
空気圧縮機及び送風機	7	31
窯業焼成炉用バーナー	6	17
撚糸機	0	0
紙工機械	2	8
合成樹脂用粉碎機	3	7
高速切断機	3	13
走行クレーン	63	667
クーリングタワー	39	157
冷凍機	20	125
タイル成型用プレス	2	10
計	153	1,115

表Ⅱ-3-3 の2 振動発生施設届出事業所数

振動規制法

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	42	610
圧縮機	73	615
土石用破碎機等	6	25
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	1	9
木材加工機械	1	7
印刷機械	3	62
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	9	199
鋳型造型機	1	1
計	136	1,528

表Ⅱ-3-3 の 3 騒音規制法に係る特定建設作業届出件数(平成 22 年度)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	3
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	29
空気圧縮機を使用する作業	2
コンクリートプラントを設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	34
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	1
計	69

表Ⅱ-3-3 の 4 振動規制法に係る特定建設作業届出件数(平成 22 年度)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	2
剛球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	34
計	36

表Ⅱ-3-4 都市計画法の用途地域からみた区域区分

騒音規制法の 区域区分	振動規制法の 区域区分	都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第4種区域		工業地域、工業専用地域

※騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている地域あり。

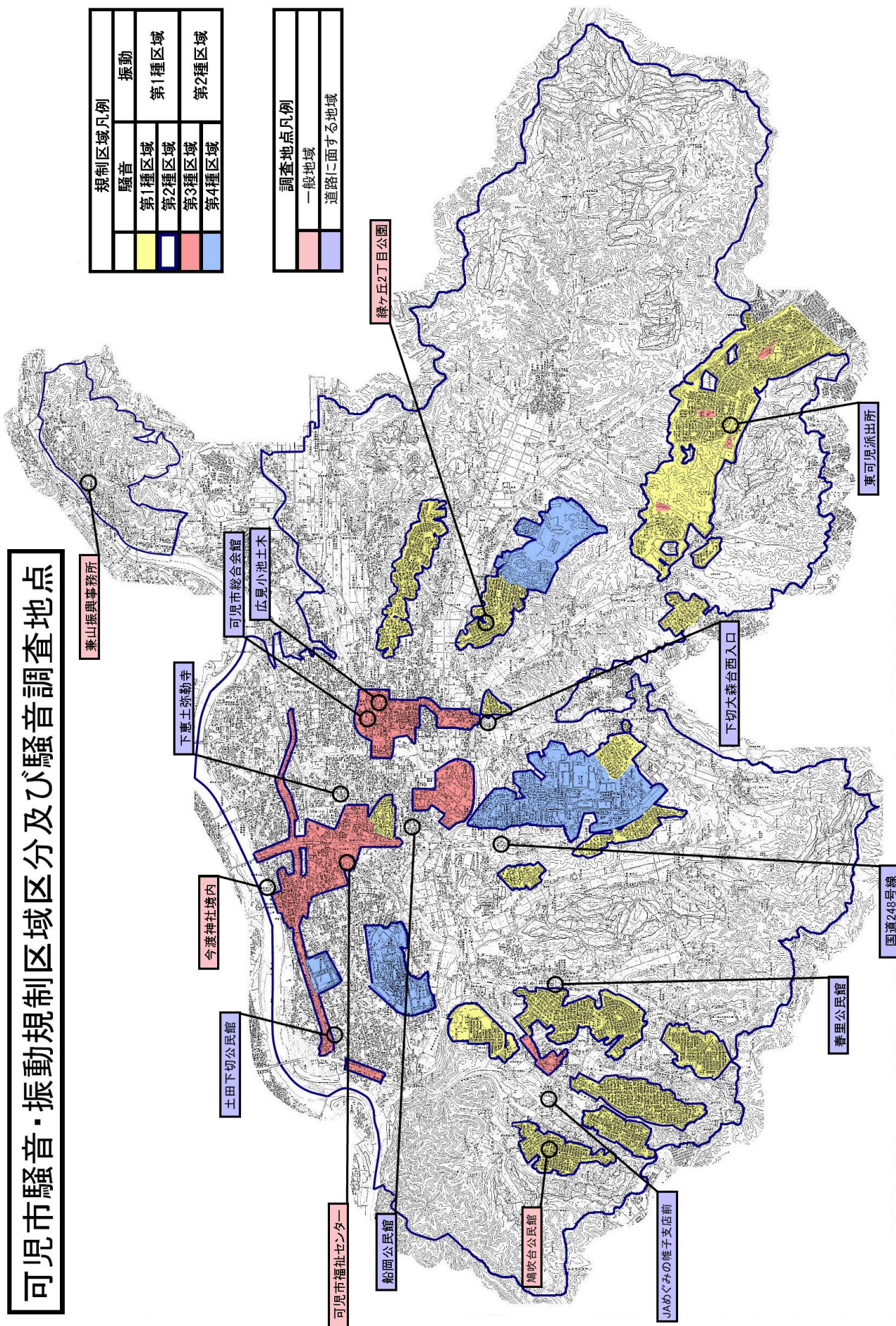
(4) 騒音・振動苦情の現状と対策

平成 22 年度は騒音に関する苦情が 21 件あり、製造業が 7 件、家庭生活に関するものが 6 件、その他が 8 件であった。

なお、振動に関する苦情は 3 件あり、公務が 2 件、建設業が 1 件であった。

現在、人口密集地が拡大しており、今後もこのような苦情が寄せられることが予想される。

市では、一般環境騒音等の測定を行い、状況の把握に努めている。また必要に応じ現地調査を実施し、騒音の測定、指導などを行っている。



4. 悪臭

(1) 悪臭の状況

市は、全域が悪臭防止法第 3 条に規定される指定地域となっている。悪臭は、人の感覚に知覚されるものであるが、人の嗅覚には著しい個人差があり、悪臭規制物質以外の物質が悪臭源となっている場合が少なくなく、悪臭公害の判定には困難を伴う場合が多い。悪臭の発生源も、工場や事業所におけるものから、商店・飲食店・家庭生活等日常生活から発生するものなど多種多様であり、原因物質も数十万種類存在すると言われている。

平成 5 年 6 月 18 日付けで悪臭防止法施行令が改正され、悪臭物質として新たに 10 物質追加された。これに伴い、県においても平成 7 年 1 月 20 日付けで「悪臭物質の規制基準」を改正し、悪臭追加物質の規制基準を設定した。これらの規制基準は平成 7 年 4 月 1 日から適用されている。

(2) 悪臭測定調査

市においては昭和 58 年度より、毎年、パルプ工場周辺で年 2 回、臭気の強い 3 地点において調査を実施している。平成 22 年度は硫化水素および硫化メチルが検出されたが、いずれも規制基準値以下であった(表Ⅱ-4-1)。

また、2 時間ごとに 10 回、最も臭気の強い地点での測定を年 1 回行っており、平成 22 年度の調査においてはメチルメルカプタン、二硫化メチル、硫化水素及び硫化メチルが検出された。メチルメルカプタン、二硫化メチル、硫化メチルについては、いずれも規制基準値以下であったが、硫化水素については、規制基準値を超えていたため、直ちに事業者にも測定結果を通知し、改善対策を実施させた。(表Ⅱ-4-2)。

表Ⅱ-4-1 悪臭物質測定結果

(単位:ppm)

測定物質	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	規制基準値
硫化水素	0.0029	0.0037	0.0064	—	0.0018	0.02
メチルメルカプタン	0.0006	0.0012	0.0008	—	—	0.002
硫化メチル	0.0051	0.0089	0.0045	0.0021	0.0015	0.01
二硫化メチル	—	0.003	0.005	—	—	0.009

備考:—は不検出

不検出とは、次の定量下限値未満の意味である。

硫化水素 :0.0005ppm メチルメルカプタン:0.0001ppm

硫化メチル:0.0001ppm 二硫化メチル :0.0003 ppm

各年度の数値は、それぞれ年 2 回 3 地点測定の中の最高値である。

測定結果は、敷地境界線上の数値である。

表Ⅱ-4-2 悪臭物質通日測定結果

(単位:vol ppm)

採取時刻	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
9:00	*0.021	0.0001	0.0016	0.0004
11:00	0.017	0.0001	0.0013	0.0003
13:00	0.0008	—	—	—
15:00	—	—	—	—
17:00	0.0005	—	—	—
19:00	—	—	0.0001	—
21:00	—	—	—	—
23:00	—	—	0.0003	—
1:00	*0.037	0.0008	0.0027	—
3:00	—	—	0.0001	—
環境基準	0.02	0.002	0.01	0.009

測定日:平成22年10月14日(晴れ)、15日(曇り)

備考:一は不検出

不検出とは、次の定量下限値未満の意味である。

硫化水素 :0.0005ppm メチルメルカプタン:0.0001ppm

硫化メチル:0.0001ppm 二硫化メチル :0.0003ppm

(3) 悪臭苦情の現状と対策

平成22年度に悪臭に関する苦情は屋外焼却を含め113件あり、その内52件を占める家庭生活上の屋外焼却が最も多く、農業による屋外焼却によるものが27件と次いで多かった。

悪臭の苦情は、人の感覚によるところが大きく、原因不明の場合や、悪臭規制対象物質とならない場合または規制対象物質で規制基準値内でも苦情は発生するため、対応に苦慮している。

また、都市化の進展等により住宅地が広がり、工場及び農地と住宅の混在する箇所が増え、従来と同様の操業や作業内容においても、苦情の対象となるケースが増えている。

更に、生活行動への苦情が増加し、近所付き合いの中で解決できていた問題が、その解決を求めて持ち込まれるケースが増えてきている。

今後は、官能式臭気測定法の確立や消臭技術の進歩に寄るところもあり、それらの状況を確認する中で、市として指導を行っていくことになる。

(4) 参考資料

表 II-4-4 主要悪臭発生源事業場

悪臭物質	主要発生源事業場
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、複合肥料製造業等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、化製場等
硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	酢酸製造業、酢酸ビニル製造業、たばこ製造業、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
スチレン	スチレン製造業、ポリスチレン製造加工業、SBR製造業、FRP製品製造業、化粧合板製造業等
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、化製場、畜産事業所、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	畜産事業所、でん粉製造工場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、し尿処理場、化製場、廃棄物処理場等
トルエン キシレン 酢酸エチル メチルイソブチルケトン イソブタノール	塗装工場、その他の金属製品製造工場、木工工場、自動車修理工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレールアルデヒド イソバレールアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等

5. ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類は、1960 年代のベトナム戦争で使用された枯れ葉剤に不純物として含まれており、その結果、生殖異常をはじめとする人体被害が明らかとなり、その毒性が広く知られている。そして、ダイオキシン類がごみ焼却炉の焼却灰や排ガスより発見され、社会問題として急速に注目された。

このダイオキシン類は「環境ホルモン」として作用することによって、きわめて微量でも生物の生殖機能や免疫機能を攪乱し、子孫までも深刻な影響を与える可能性が指摘されている。

市では、表Ⅱ-5-1 のとおり、環境大気中及び土壌のダイオキシン類調査を実施した。その結果、大気、土壌いずれも環境基準に適合していた。

表Ⅱ-5-1 ダイオキシン類調査結果

項目	調査地点	調査月	平成21年度	平成22年度	環境基準
大気	可児市役所屋上	8月	0.011pg-TEQ/m ³	0.018pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
		1月	0.013pg-TEQ/m ³	0.024pg-TEQ/m ³	
	工業団地周辺	8月	0.0072pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³	
		1月	0.0045pg-TEQ/m ³	0.024pg-TEQ/m ³	
土壌	歴史と文化の森 (可児市広見)	8月	9.5pg-TEQ/g	19pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g

6. 廃棄物

(1) 廃棄物の処理

市では、一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ(ガラス類・金物類・陶磁器類、乾電池)及びし尿(生し尿、浄化槽汚泥)に分けて平成 10 年 5 月まで処理していたが、近年の環境問題の高まり、廃棄物最終処分場の逼迫問題等により、同年 6 月からリサイクル事業として分別収集を開始した。

この分別収集は、飲食用ビンが無色・茶色・その他色・生きビンの 4 種類に、飲食用カンをアルミカン・スチールカンの 2 種類に分類し、これにペットボトル及び発泡スチロールを加えた計 4 種 8 品目の収集を、各地域のリサイクルステーション(主に既設不燃ごみ集積場)を利用して行った。これとは別に、水銀等を含む蛍光灯・体温計も、乾電池と併せて特別ごみとしての拠点回収を同時に開始した。

このリサイクル事業等により、不燃ごみのガラス類・金物類の排出量は減少したものの、廃棄物処理の法令改正により野焼きが禁止となったため、可燃ごみ排出量の増加は著しく、特に事業系可燃ごみ排出量が多くなっている。

また、平成 11 年 4 月から不燃ごみの指定袋制度、同年 6 月から粗大ごみの指定シール制度による有料化が導入された。さらに平成 12 年 6 月からその他紙製容器包装の分別収集も開始し、5 種 9 品目となった。

平成 11 年 4 月から、総合会館分室駐車場において、可児市生活学校主催の「市民リサイクルステーション」を開設。毎月第 4 日曜日の開催日に、古紙類などの 6 品目の回収をスタートした。

そして、平成 18 年 12 月には可児工業団地内に全天候型リサイクルステーション「可児市エコドーム」が完成し、生活学校主催の市民リサイクルステーションを移設。翌月から、毎月第 2 火曜日と第 4 日曜日の月 2 回の開催となった。

平成 21 年 4 月に、エコドームは市の直営となり、翌 5 月からは、毎週火曜日(午前中)と第 2・4 日曜日に拡大させ、ボランティア団体と市の委託業務によって運営している。

これら一般廃棄物の処分については、可燃ごみ・粗大ごみ・ガラスごみ・金物ごみ・蛍光灯・飲食用ビン・し尿を可茂衛生施設利用組合(本市を含む 2 市 8 町村で運営する一部事務組合)で行い、陶磁器ごみを市内大森の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。その他リサイクル資源の分別収集品目や乾電池については民間業者へ再生処理を委託している。

なお、可茂衛生施設利用組合においては、長年懸案であった新ごみ処理施設を一体化した「ささゆりクリーンパーク」を市内塩河地区に整備し、平成 11 年 4 月から操業を開始しており、旧ごみ処理施設があった美濃加茂市牧野地区では、し尿及び浄化槽汚泥の処理を引き続き行っている。また汚泥再生処理施設については、3 プラント 300kl/日の内、2 プラント 200kl/日を廃止し、平成 16 年 4 月から新プラント 100kl/日の操業を開始している。

表Ⅱ-6-1 生活系一般廃棄物処理形態

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

種類	収集形態	収集回数	処分先	排出方法
可燃ごみ	委託	週 2 回	可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)	有料指定袋
不燃ごみ 金物類	委託	月 1 回	同上	有料指定袋
不燃ごみ ガラス類	委託	月 1 回	同上	有料指定袋
不燃ごみ 陶磁器類 (1回の排出が 20kg を 超える場合)	委託 (直営)	隔月 1 回 (月 2 回)	一般廃棄物最終処分場 (大森瓦礫処分場)	有料指定袋 (直接搬入)
粗大ごみ	委託	月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料シール
ビン 4 種類	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルボックス
	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	リサイクルボックス
カン 2 種類	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルネット
	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	リサイクルネット
ペットボトル	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルネット
	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	リサイクルネット
発泡スチロール・トレー	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルネット
	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	リサイクルネット
紙容器包装	委託	月 1 回	再資源化業者	十字に縛る
	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	コンテナへ自己投入
新聞紙、雑誌・雑紙、折 り込みチラシ、紙パック、 段ボール、廃食用油	エコドーム(自己搬入)		再資源化業者	コンテナ等へ自己投入
特別ごみ(廃乾電池)	直営	拠点回収	再資源化業者	回収ボックス
特別ごみ (蛍光灯・体温計)	直営	拠点回収	再資源化業者	回収ボックス
生し尿	許可	随時	可茂衛生施設利用組合 (緑ヶ丘クリーンセンター)	業者汲み取り
浄化槽汚泥	許可	随時	同上	業者清掃

上記以外の生活系一般廃棄物や事業系一般廃棄物については、収集許可業者に委託するなど、排出者の責任において適正に処理

(2) ごみの減量・再資源化

可茂衛生施設利用組合は、市内塩河地域の理解を得て、可燃ごみ処理能力 240t/24 時間を有する施設などを一体化した「ささゆりクリーンパーク」の整備を進め、平成 11 年 4 月から操業を開始した。この可燃ごみ処理施設は、焼却灰を溶融してスラグとする設備を併設している。スラグは主に道路の路盤材(アスファルトの骨材、コンクリート二次製品の骨材など)として多く再利用されている。その他不燃ごみ等についても不燃物処理施設にて再資源化(中間処理)がなされている。

市としても資源循環型社会を構築するため、分別収集のほか、イーエムボカシの普及をはじめ、生ごみ減量推進業務委託、資源集団回収団体に対する助成、生ごみ堆肥化処理容器(コンポスト容器)、機械式生ごみ処理機及び枝葉粉碎機の購入に対する助成等により減量・再資源化に努めている。

表Ⅱ-6-2 ごみ処理及び資源回収実績

(単位:t)

品目		20年度	21年度	22年度		
		回収量合計	回収量合計	生活系ごみ 回収量	事業系ごみ 回収量	回収量合計
可燃ごみ		24,551	23,713	16,722	6,791	23,513
可燃粗大ごみ		439	400	164	232	396
不燃粗大ごみ		201	144	52	42	94
金物類		532	418	259	1	260
ガラス類		135	126	117	2	119
陶磁器類		314	314	298	0	298
廃乾電池		27	29	28	0	28
廃蛍光灯等		16	16	15	0	15
ビン		441	400	381	2	383
カン		111	103	95	1	96
ペットボトル		89	78	75	0	75
発泡スチロール		32	29	26	0	26
紙容器		94	88	88	0	88
集団資源回収	新聞	2,140	1,889	1,744	0	1,744
	雑誌等	2,076	1,951	1,732	0	1,732
	牛乳パック	22	24	25	0	25
	ダンボール	605	624	552	0	552
	繊維類	69	72	90	0	90
	ビン	2	1	1	0	1
	カン	33	24	25	0	25
計		31,929	30,443	22,489	7,071	29,560

表Ⅱ-6-3 可茂衛生施設利用組合(10市町村)ごみ処理実績

(単位:t)

品目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
可燃ごみ	54,936	54,463	53,219	51,296	50,993
不燃ごみ	3,769	3,350	3,003	2,512	1,902
計	58,705	57,813	56,222	53,808	52,895

(3) ごみ減量化に向けての事業

① 集団資源回収事業奨励金

平成 3 年度から、資源回収を行うボランティア団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付している。

表Ⅱ-6-4 交付対象品目と交付金額

交付対象品目		交付金額
紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等	5 円/kg
繊維類	古着等	5 円/kg
金属類	アルミカン、スチールカン	5 円/kg
びん類	一升びん、ビールびん等	5 円/本

※交付額は平成 22 年度実績。

表Ⅱ-6-5 年度別奨励金交付額

項目	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
登録団体数	30	31	33	32	32
実施回数	98	106	104	124	100
紙類(kg)	5,021,479	5,037,726	4,858,966	4,151,644	3,721,164
繊維類(kg)	86,065	89,130	67,947	59,836	70,214
金属類(kg)	31,337	32,978	33,230	24,437	25,178
びん類(本)	2,907	2,975	1,911	1,106	1,157
交付額計(円)	25,708,940	25,814,045	24,810,270	21,185,113	19,088,567

表Ⅱ-6-6 各回収団体数

団体名	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
子ども会	6	7	7	7	7
PTA	17	17	16	16	15
その他	7	7	10	9	8
計	30	31	33	32	30

②家庭用廃棄物等処理施設設置補助金

- ・昭和61年度から、コンポスト容器の設置者に対し補助金を交付
- ・平成7年度から、機械式ごみ処理機設置者に対して補助金を交付
- ・平成14年度から、枝葉破碎機設置者に対して補助金を交付
- ・平成16年度から、密閉式発酵容器の設置者に対して補助金を交付
- ・補助金額

コンポスト容器	購入金額の2分の1（限度3,000円）
機械式ごみ処理機	購入金額の2分の1（限度20,000円）
枝葉破碎機	購入金額の2分の1（限度20,000円）
密閉式発酵容器	購入金額の2分の1（限度1,000円）

表Ⅱ-6-7 家庭用ごみ処理補助金額

施設名	コンポスト容器		機械式生ごみ処理機		枝葉破碎機		密閉式発酵容器	
	基数	補助金額 (円)	基数	補助金額(円)	基数	補助金額(円)	基数	補助金額 (円)
18年度	16	39,000	107	2,065,300	38	410,500	8	6,400
19年度	25	54,000	69	1,337,200	26	312,100	10	9,500
20年度	35	82,700	70	1,369,600	21	234,600	16	14,500
21年度	37	89,000	40	789,300	22	273,600	11	11,200
22年度	25	60,900	42	817,300	31	386,000	16	14,000

③ごみ減量研究事業

平成11年7月に、生ごみの堆肥化等、環境にやさしい生ごみの処理方法を研究する「生ごみ減量研究施設」がささゆりクリーンパーク内に完成し、同年8月からイーエムボカシを利用した研究(リサイクル21に委託)を開始した(平成20年3月31日で研究終了)。ごみ減量を推進する中で、家庭ごみの4割を占めるといわれている生ごみを減量することを目的に、これまでの減量研究の成果(生ごみ堆肥を利用した1㎡運動の展開等)を踏まえ、平成20年度から「生ごみ減量推進業務」として、リサイクル21に業務委託を開始した。

④イーエムボカシの普及

- ・イーエムボカシの販売
- ・イーエムボカシを利用した生ごみ減量化モデル事業の実施(平成8～15年度)
- ・イーエムボカシ1袋600g入り200円を市が100円助成し100円で販売(平成16年度～)

表Ⅱ-6-8 イーエムボカシ販売実績と生ごみ減量効果

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
販売数(個)	9,782	6,327	6,376	5,247	4,655
生ごみ減量分(t) ※	196	127	128	105	93

(※)1個(600g)当たり生ごみ20kgを減量したと換算

⑤啓発活動

- ・「環境フェスタ」等イベントにおけるパネル展示、再生品利用のPR
- ・広報紙、パンフレット、ホームページによる啓発
- ・CTKによる啓発番組の制作

(4) し尿・生活雑排水処理

し尿については、汲み取り便所から生じる「生し尿」と浄化槽の清掃から生じる「浄化槽汚泥」を許可業者 3 社が収集運搬し、可茂衛生施設利用組合が処分を行っている。

生活雑排水処理については、市の公共下水道事業・農業集落排水処理事業の整備、個人の合併処理浄化槽設置の推進により進めている。

これら、し尿と生活雑排水を併せた生活排水の処理対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を策定し、総合的・体系的な生活排水対策を推進している。

表Ⅱ-6-9 し尿処理実績

(単位:kℓ)

年度	可児市			可茂衛生施設利用組合		
	生し尿	浄化槽汚泥	合計	生し尿	浄化槽汚泥	合計
18 年度	4,438	15,912	20,350	17,741	49,822	67,563
19 年度	3,258	15,926	19,184	15,359	47,951	63,309
20 年度	2,481	13,882	16,363	13,184	47,383	60,567
21 年度	2,201	12,319	14,520	11,972	45,023	56,995
22 年度	2,095	12,266	14,361	11,088	43,859	54,947

7. 自然環境

(1) 市の自然

市は、自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた緑豊かな街で、北端には木曾三川のひとつ木曾川が流れ、南西部は濃尾平野の北限としてゆるやかな丘陵地が広がっている。中心部には可児川や久々利川が流れ、丘陵地やため池などが多くある緑豊かな地域である。

山地は南西、東、南に存在し、市が三方面から包まれるような形になっている。西部には標高 313.5m の鳩吹山があり、豊かな植生を誇っている。昭和 62 年の山林火災で約 90ha が焼失したものの、地元ボランティアの手により従来姿を取り戻しつつある。平成 18 年には、鳩吹山のシデコブシ自生地を市の天然記念物に指定した。現在では市内外から年間数万人が訪れ、散策や眺望を楽しめる山となっている。

また、市内には広大な自然空間で、四季折々の植物の風情を満喫することができる公園がある。

中でも花フェスタ記念公園は、世界一のバラ園(英国王立バラ協会友好提携公園)であり、素晴らしい花の世界を楽しめる場として、毎年多くの来場者が訪れている。平成 17 年に「花フェスタ 2005 ぎふ」が開催され、可児市の花として、同年 3 月にバラが制定された。平成 20 年には、可児市のバラとして「かに乙女」(品種=ファミリー)を選定した。

市の木		クロマツ 常緑高木で、樹皮が黒色の黒松は、市内の至るところに茂り、なじみの深い樹木で、一年を通して若々しい緑をつけるその様は、躍進する都市にふさわしいことから、昭和49年11月1日に市の木として制定された。
市の花		サツキ 心のやさしさ、美しさをはぐくむ花として、市民にも親しまれているサツキは、毎年5月中旬、市内のあちこちで白、ピンク、赤などやさしい色あいの花を咲かせる。市制施行を記念して、昭和57年4月1日に制定された。
		バラ 「花フェスタ2005ぎふ」の開催に合わせて、「うるおいのある住みよいまち」を創造するシンボルとして、平成17年3月1日に制定された。 平成20年に可児市のバラとして「かに乙女」(品種=ファミリー)を選定した。

(2) 天然記念物

市では、国指定の植物が1種類、県指定の植物が1種類、市指定の植物が7種類、天然記念物となっている。市内では特に久々利に多くの天然記念物が生息している。また、環境省及び岐阜県において絶滅危惧種に指定されているものが多く、今後も継続的に見守っていく必要がある。

市内の天然記念物

サクラインソウ			オオウラジロノキ		
	指定	国		指定	県
	生息地	久々利		生息地	兼山
	科名	ユリ科		科名	バラ科
	絶滅危惧ⅠB類(環境省)			—	
	絶滅危惧Ⅰ類(岐阜県)			—	
	雑木林のやや湿った腐食土壌に生息する腐生植物。高さは7～20cmで、花期は7月頃。			落葉高木。葉の裏には白または淡黄色のわた毛が密生する。花は短枝の先に散状につく。花期は5月頃。	
イワオモダカ			ハナノキ		
	指定	市		指定	市
	生息地	久々利		生息地	久々利
	科名	ウラボシ科		科名	カエデ科
	—			絶滅危惧Ⅱ類(環境省)	
	—			絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)	
	岩や樹幹などに着生する、常緑多年生草本。葉の裏に胞子が付く。			湿地に自生する、雌雄異株の落葉木。4月の始めに葉に先立って紅色の小さな花が数個ずつ集まって咲く。	
ヒツバタゴ			フウ		
	指定	市		指定	市
	生息地	久々利		生息地	久々利
	科名	モクセイ科		科名	マンサク科
	絶滅危惧Ⅱ類(環境省)			—	
	絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)			—	
	落葉高木で、花期は5月中旬。雪をかぶったように白い花が一面に咲く。			亜熱帯原産の落葉高木で、日本には享保年間に庭木として渡来した。	
ミカワバイケイソウ			カヤ		
	指定	市		指定	市
	生息地	柿下		生息地	兼山
	科名	ユリ科		科名	イチイ科
	絶滅危惧Ⅱ類(環境省)			—	
	絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)			—	
	氷河時代の生き残り植物で、高さは1mほど。花期は5月中旬。			常緑の高木で、雌雄異株。雄花は黄色で楕円形、雌花は小枝の先に群がりつく。花期は4～5月。	
シデコブシ			※環境省の分類はレッドリストによる。		
	指定	市		指定	市
	生息地	土田		生息地	兼山
	科名	モクレン科		科名	イチイ科
	—			—	
	準絶滅危惧種(環境省)			—	
	絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)			—	
日当たりの良い湿地に生息する落葉低木～小高木。花期は3～4月。					

※環境省の分類はレッドリストによる。

※岐阜県の分類はレッドデータブックによる。

(3) 可児市 10 本の木

市では市制 10 周年を記念して、平成 4 年に可児市 10 本の木を制定した。これは、彩りと潤いを与えてくれる緑を大切に、住みよい街づくりを進めていこうと選定したもので、市立図書館に寄せられた各地の 72 本の木の中から選ばれたものである。現在では 8 本の木が残っており、いずれの木も大木である。

表Ⅱ-7-1

アベマキ		ツクバネガシ	
生息地	下切(三宮神社)	生息地	広見(平成記念公園)
樹齢	200年	樹齢	200年
イチヨウ		ヒガンザクラ	
生息地	土田(土田小学校)	生息地	西帷子(眞禪寺)
樹齢	200年	樹齢	150～200年
スギ		ヒノキ	
生息地	菅刈(葉仙寺)	生息地	久々利(八剣神社)
樹齢	200年	樹齢	400年
ツクバネガシ		フウ	
生息地	室原(猿投神社)	生息地	久々利(泳宮)
樹齢	200年	樹齢	100年
クス		ケヤキ	
生息地	土田(カヤバ工業北工場付近)	生息地	中恵土(国道21号線沿い)
樹齢	現在は伐採されました。	樹齢	現在は伐採されました。

(4) 河川生物調査

貴重種の生息地付近で道路改良工事、河川工事が行われる場合、保護や移植の必要があるため事業者と共同で河川生物調査を行っている。平成 22 年度は表Ⅱ-7-2 の工事において事前調査を行い、生物の保護を行った。

表Ⅱ-7-2

調査場所	調査日	工事の種類
今(中池ため池流末水路)	平成22年5月14日	ため池流末水路改修工事
柿下(柿下ため池上流部)	平成22年7月21日	送水幹線工事
下恵土(可児川蛭橋下流部)	平成22年10月19日	橋梁下部工工事
矢戸(矢戸川矢戸橋下流部)	平成22年10月21日	河川改修工事
大森(新田川新田橋下流部)	平成22年11月30日	河川災害復旧工事
久々利(久々利川久々利橋下流部)	平成22年12月1日	河川災害復旧工事
矢戸(横市川浄化センター上流部)	平成22年12月6日	河川災害復旧工事
塩河(横市川新田公民館上流部)	平成22年12月7日	河川災害復旧工事
大森(大森川桜ヶ丘ハイツ浄化センター付近)	平成22年12月8日	河川災害復旧工事
瀬田(瀬田川広見グランド上流部)	平成22年12月10日	河川災害復旧工事
久々利(中郷川二信橋下流部)	平成22年12月13日	河川災害復旧工事
大森(大森川ピワ洞橋上流部)	平成22年12月20日	河川災害復旧工事
瀬田(瀬田川広見グランド南)	平成22年12月22日	道路災害復旧工事
久々利(久々利川郷土歴史館上流部)	平成22年12月27日	河川災害復旧工事
大森(大森川ピワ洞橋下流部)	平成23年1月11日	河川災害復旧工事
久々利柿下入会(小須ヶ洞川奥磯林道1)	平成23年2月3日	林道災害復旧工事
大森(新田川平林バス停付近)	平成23年3月2日、4日	河川災害復旧工事
久々利柿下入会(小須ヶ洞川東海環状道下)	平成23年3月8日	水処理施設保全工事
土田(可児川戸走橋下流部1)	平成23年3月11日	河川災害復旧工事
土田(可児川戸走橋下流部2)	平成23年3月14日	河川災害復旧工事
久々利柿下入会(小須ヶ洞川奥磯林道2)	平成23年3月15日	林道災害復旧工事

(5) 保健保安林等の指定

森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用がますます重要性を増していることから、市内では都市近郊丘陵地帯の憩いの場として「可児やすらぎの森」が、金山城址の麓に広がる自然林を生かした散策道、千本桜等癒しの場として「蘭丸ふる里の森」が、地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として、県の生活環境保全林の指定を受けている。

(6) 岐阜 水と緑の環境百選

岐阜県の「岐阜・水と緑の環境百選」に兼山地内の「兼山澗(かねやまとろ)」が選ばれている。

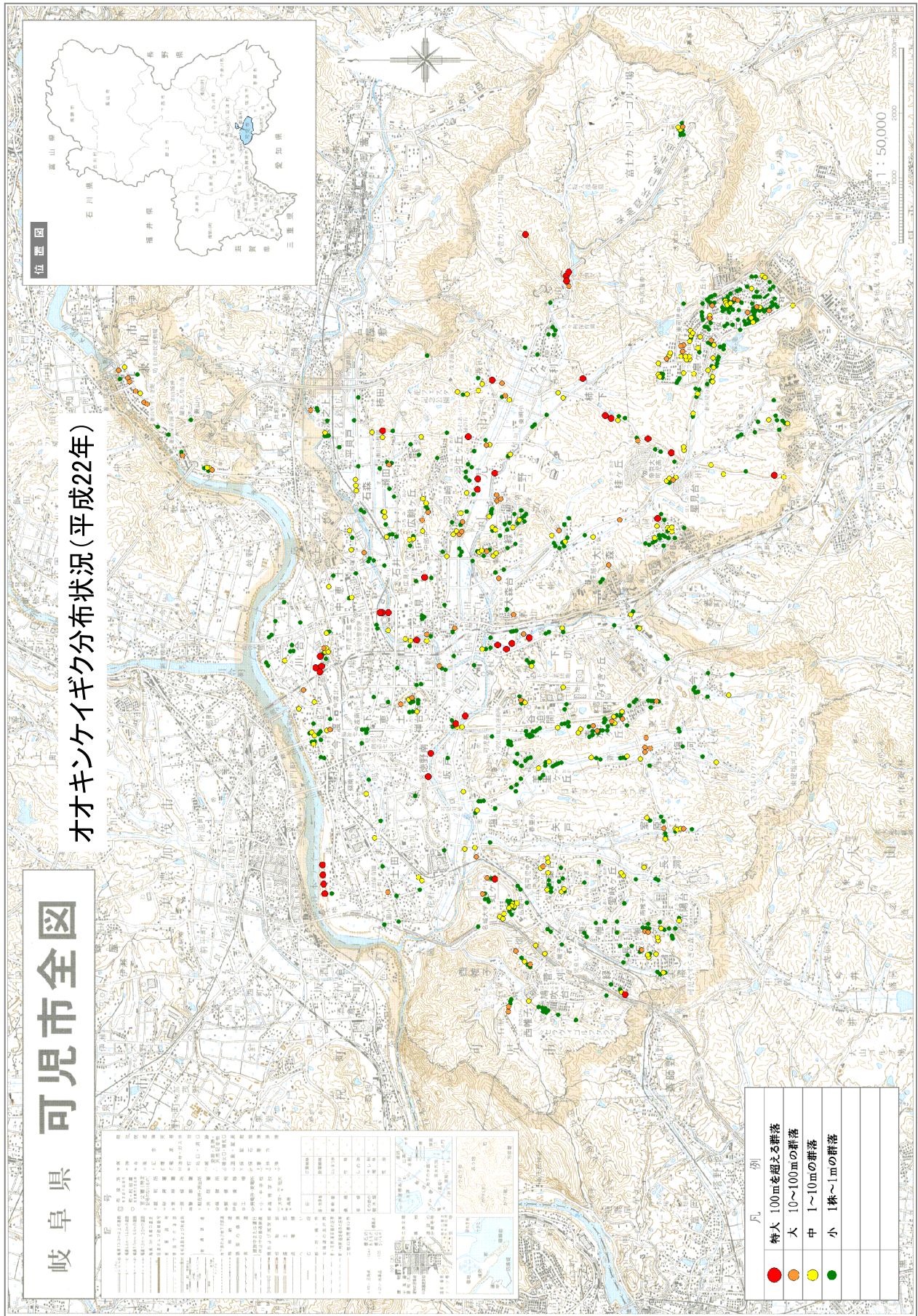
兼山を流れる木曽川は溪谷となっており、溪谷の兩岸は奇岩怪石の岩肌が連なっている。また、川でありながらも湖かと思えるほどゆったりと水が流れ、四季折々の風景は雄大な自然の美と、癒しに出合える場となっている。

(7) 特定外来生物

特定外来生物について指定、取扱いの規制、防除等により日本の生態系の被害を防ぐことを目的として、「特定外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」が平成 17 年 6 月に制定された。市では、平成 19 年に農業などへの被害を及ぼすほ乳類 3 種(アライグマ、カニクイアライグマ、ヌートリア)について、特定外来生物法に基づいた防除実施計画を策定し、農林水産大臣並びに環境大臣の確認を受け、計画的な防除を行っている。

平成 22 年度は、市内に生息が確認されているオオキンケイギクについて、開花期の6月上旬から7月上旬までの約 1 カ月間、市内全域の生息調査を行い、道路敷、宅地、空き地、耕作地、河川敷、雑種地など市内全域に分布していることが判明した。また、植物 2 種(オオキンケイギク、アレチウリ)について、特定外来生物法に基づいた防除実施計画を策定し、環境大臣に防除の確認を受けて防除を実施した。また、広報紙やホームページ、環境フェスタにおけるパネル展示などにより市民への周知を行った。





Ⅲ 資 料

1. 環境基準・規制基準

(1) 大気環境に係る環境基準

① 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値の0.20mg/m ³ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法、またはこの方法によって測定された、重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

② 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスターまたは捕集管より採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

※ジクロロメタンについては、平成13年4月20日付け環境省告示第30号にて環境基準に追加された。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

(平成23年3月末現在)

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01mg/l以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表4に掲げる方法
シマジン(CAT)	0.003mg/l以下	付表5の第1または第2に掲げる方法
チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.02mg/l以下	〃
ベンゼン	0.01mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)に定める方法及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジ'オキサン	0.05mg/l以下	付表7に掲げる方法

(備考)

1. 基準値は、年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活の保全に関する環境基準

ア

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/1以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1以上	—
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	最確数による 定量法

(備考)

1. 基準値は、日間平均とする。
2. 農業用利水点においては、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - (3) 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - (4) 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - (5) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - (6) 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - (7) 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - (8) 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 - (9) 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - (10) 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - (11) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）

（備考）

1. 基準値は、年間平均値とする。

③公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

《木曽川水域(抜粋)》

（平成 23 年 3 月末現在）

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
木曽川上流（落合ダムより上流）	AA	イ	S45. 9. 1
木曽川中流（落合ダムから犬山頭首工まで）	A	ロ	〃
木曽川下流（犬山頭首工より下流）	A	イ	S45. 9. 1 (H14.7.15)
飛騨川上流（下呂市かじか橋より上流）	AA	イ	S46. 5.25
飛騨川下流（下呂市かじか橋より下流）	A	イ	〃
可児川上流（久々利川合流点より上流）	B	イ	S50. 9.12
可児川下流（久々利川合流点より下流）	C	イ	〃

（備考）達成期間「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

④水生生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定

《木曽川水域(抜粋)》

(平成 23 年 3 月末現在)

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
木曽川 (中濃大橋より上流)	生物A	イ	H21.11.30
木曽川 (中濃大橋より下流に限る。)	生物B	イ	〃

(3) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
AA(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)	50dB以下	40dB以下
A(専ら住居の用に供される地域) 及びB(主として住居の用に供される地域)	55dB以下	45dB以下
C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60dB以下	50dB以下

(備考)

- 時間の区分…昼間:午前6時～午後10時
夜間:午後10時～翌日の午前6時
- 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	70dB以下	65dB以下

(備考)

- 時間の区分…昼間:午前6時～午後10時
夜間:午後10時～翌日の午前6時
 - 「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
 - 個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に係る基準(昼間に迫いては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。
 - 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区間の市町村道、並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
 - 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から15メートルまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端20メートルまでの範囲をいう。
- ※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(4) 騒音・振動に係る規制基準

① 特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～翌6時
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下

・測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。

② 特定工場に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

③ 都市計画法による用途地域

都市計画法に 定める用途地域	騒音規制法の 区域区分	振動規制法の 区域区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域
工業地域、工業専用地域	第4種区域	

※騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている区域あり

(5) 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における悪臭の規制基準

悪臭物質	規制基準(ppm)	臭いの種類
アンモニア	1	し尿臭
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギ臭
硫化水素	0.02	腐った卵臭
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.05	青くさい刺激臭
スチレン	0.4	エーテル臭(都市ガス臭)
プロピオン酸	0.03	酸っぱい刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	汗くさい臭い
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下の臭い
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下の臭い
トルエン	10	ガソリン臭
キシレン	1	ガソリン臭
酢酸エチル	3	シンナーのような刺激臭
メチルイソブチルケトン	1	シンナーのような刺激臭
イソブタノール	0.9	発酵した刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	甘酸っぱい焦げた刺激臭
イソブチルアルデヒド	0.02	甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦臭
イソバレールアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦臭

(6) ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(備考)

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 23 年 3 月末現在)掲載

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
ひ素	0.01mg/l 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(8) 土壌の汚濁に係る環境基準

(平成 23 年 3 月末現在)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
ひ素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法

(備考)

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

2. 可児市環境基本条例

平成 11 年 9 月 29 日公布

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。)及び岐阜県環境基本条例(平成 7 年岐阜県条例第 9 号)の趣旨を踏まえ、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気及び水、多様な自然並びに歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化、良好な景観等の環境をいい、かつ、市民が住みよさ及び心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に与える影響であつて、環境を保全する上での支障の原因となるおそれがあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化若しくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全をいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境を保全する上での支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生息環境を含みます。)に関係する被害が生ずることをいいます。

(基本理念)

第 3 条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者の主体的な参加の下に、次に掲げる事項を基本的な考え方として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければなりません。

(1) 環境の保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化を、市、市民及び事業者みんなで創ります。

(2) 自然及び歴史的遺産、文化的遺産等市の固有の環境と共生していきます。

(3) 世代及び立場を越えて環境に対する思い又は願いを共有し、子どもたち及び将来の市民に継承していきます。

(4) 自ら行動し、及び他の地域と連携することにより、地球環境の保全を進めます。

(5) 環境を正しく知り、理解することにより、豊かで快適な環境の保全及び創出のために行動し、並びにその行動の輪を広げていきます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に従い、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務があります。

2 市は、市の施策を策定し、及び実施するときは、基本理念に従い、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

2 市民は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、物の製造、加工又は販売その他の事業活動(以下「事業活動」という。)を行うに当たっては、その事業活動による公害の発生を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置をとる責務があります。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めます。

2 環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての目標、施策その他必要な事項について定めます。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置をとるとともに、第21条の規定により設置する可児市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境基本計画との整合)

第 8 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境影響評価の推進)

第 9 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進します。

(環境を保全する上での支障を防止するための規制等)

第 10 条 市は、環境を保全する上での支障を防止するため、次に掲げる行為について、必要な指導、助言、規制等の措置をとります。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めます。

(経済的負担を伴う措置)

第12条 市は、環境への負荷を少なくするために必要であると認めるときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、市民及び事業者に対して適正な経済的負担を伴う措置をとることができます。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民及び事業者による廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置をとります。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、市の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等に積極的に努めます。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者が豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動(以下「自発的な活動」という。)を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置をとります。

(自発的な活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者が構成する団体が行う自発的な活動が促進されるよう必要な支援をします。

(環境に関する情報の提供)

第16条 市は、第14条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進のために、環境に関する必要な情報を適切に提供するよう努めます。

(年次報告書)

第17条 市長は、市の環境の現状、豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表します。

第3章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民及び事業者と協働して、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備に努めます。

(財政上の措置)

第19条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置をとるよう努めます。

(広域的連携)

第20条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めます。

第4章 環境審議会

(設置)

第21条 法第44条の規定に基づき、可児市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会が所掌する事項は次のとおりとします。

(1)市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要な事項を調査又は審議すること。

(2)環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全についての意見を市長に述べるができること。

(組織)

第22条 審議会は、20人以内の委員で組織します。

2 審議会の委員は、次の者の中から、市長が委嘱します。

(1)学識経験者

(2)関係行政機関の職員

(3) 市民

(4) 事業者

3 審議会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行します。

2 可児市環境保全審議会設置条例(昭和 47 年可児町条例第 1 号)は、廃止します。

3 この条例の施行の際現に旧可児市環境保全審議会設置条例の規定により環境保全審議会委員に委嘱されている者は、第 22 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなします。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとします。

3.用語の解説

あ行

ISO14001(環境マネジメントシステム)

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた基準に従い、環境管理の仕組みをつくり、それに伴う環境行動の結果について継続的改善を進めていくもので、世界唯一の環境管理の国際規格である。あらゆる種類の組織が、自らの環境方針及び環境目的を明確にし、自らの活動、製品またはサービスが環境に及ぼす影響について管理し健全な環境を保全していくためのシステム。

ISO の由来は「相等しい」というギリシャ語の「isos」からとったもの。

悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質のことであり、化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物が主で、その他に低級脂肪酸などがあげられる。「悪臭防止法」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等 22 の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

臭いは、人間の主観的判断によるものであるため、個人によっては法に定められたもの以外についても悪臭と感ずる場合がある。

アルキル水銀(R-Hg)

有機水銀化合物の一つであり、アルキル基と結合した水銀をいう。アルキル水銀には、メチル水銀・エチル水銀などがあり、きわめて毒性が強く長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、知覚、聴覚、言語障害、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、死亡する場合もある。「水俣病」の原因物質とされている。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄(SO₂)と三酸化硫黄(SO₃)があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する。二酸化硫黄は、無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1～10ppm程度で目に刺激を与え、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

一酸化炭素(CO)

炭素または炭素化合物の不完全燃焼により生成する気体である。無色、無臭できわめて有毒であり、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の 200～300 倍と強く、ヘモグロビンによる酸素の運搬作用を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状を起こす。一酸化炭素の発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めていると考えられ、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度に検出される。

一般廃棄物

主に家庭から排出されるごみやし尿のことを指し、工場・事業場から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出るごみは一般廃棄物扱いとなっており、これらは市町村が処理を行う。

陰イオン界面活性剤(ABS)

親油基が陰イオンに荷電するタイプの界面活性剤をいう。陰イオン界面活性剤にも各種のものがあるが、家庭用洗剤には主としてアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(ABSと略称されている)とLAS(直鎖型ABS)が用いられている。ABSをハード型、LASは比較的容易に分解されるのでソフト型と呼ぶ。ABSは洗浄力がすぐれているが、微生物による分解が困難で下水処理に障害を与えるばかりでなく、河川に放流された場合にも分解されにくい。

ASPT 値 (Average score per taxon)

水性生物の科ごとの生育環境によって決められ

た 10 から 1 までのスコア値の合計スコアを出現した科の種類数で割った値(平均スコア値)。ASPT 値は、10 から 1 までの値をとり、10 に近いほど河川の汚濁の程度が小さく、1 に近いほど河川の汚濁の程度が大きい河川とされている。

SS(浮遊物質)

浮遊物質とは水中に浮遊する物質であるが、大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過乾燥させ、その重量を測り水中の濃度で表す。浮遊物質には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。

オゾン層

地球の上空で、酸素の一部が太陽の紫外線によってオゾン(O₃)となり、形成している 20~40km の層のことをいう。5km位の厚さで地球を包み、人間や生物に有害な紫外線をさえぎる役目を果たしているが、南極大陸上空では、オゾン濃度が特に低いところ(オゾンホール)が発見され問題になっている。

か行

合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽といい、し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿と炊事、風呂、洗濯などからの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

カドミウム(Cd)

イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害(気腫)、胃腸障害、腎臓障害、肝臓障害、血液変化(白血球・赤血球の減少)等の症状が起こることもある。

環境影響評価

大規模な開発事業等の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が事業を行う前に調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正な配慮を行うもの。「環境アセスメント(environmental assessment)」は「環境影響評価」を包含するより大きな総合的概念のこと。

環境基準

「環境基本法」の第 16 条「政府は大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めるものとする」という規定に基づいて政府が定める環境に関する基準をいう。この基準は、行政上の目標であって工場立地の規制、公害防除施設の整備など公害対策を総合的に進めて行く指標の役割を果たすものである。

環境基本法

「教育基本法」、「農業基本法」などのように国の政策の基本的な方向を示す内容となっている「基本法」の 12 番目として平成 5 年 11 月に成立した法律で、地球的視野でとらえたわが国の環境政策のあり方の基本的方向性が唱えられている。これにより、昭和 42 年より、公害対策における最も基本的な法律として役割を果たしてきた「公害対策基本法」は廃止され、その理念は「環境基本法」の中で発展的に継承された。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げ、自主的に実践活動に参加することを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

環境ホルモン

環境中に存在してホルモン様の作用を示すもので、生体に有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。「外因性内分泌攪乱化学物質」と呼ばれる。

クロロフルオロカーボン(CFC、フロンガス)

非常に安定した物質で冷凍機やエアコンの冷媒、エアゾール製品の噴霧剤等として用いられてきた。人体には直接影響はないが、成層圏まで上昇してオゾン層を破壊したり、地球の温室効果の原因となることが指摘され 1992 年開催されたモントリオール議定書締約国会合で 1996 年までに CFC の全廃が決議された。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目で、現在、カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物、農薬類等 26 項目が該当し、水環境中の濃度について、人の健康の保護に関する基準として、環境基準が設けられている。

公害防止協定

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、企業と地方公共団体・住民等との間で締結している協定のこと。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NO_x)や炭化水素類(HC)が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染(いわゆる光化学スモッグ)の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)は除かれる。処理場のない下水道は、公共用水域となる。

生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)

2010 年 10 月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の 10 回目となる締約国会議。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。また、途上国への資金援助や「SATOYAMA イニシアチブ」など生物多様性を守るための国際的な取り組みに関する様々な取り決めがなされた。COP10 に先立って行われたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(COP-MOP5)では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。

コンポスト

生ゴミや落ち葉などを堆肥化すること。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ゴミと土を交互に重ね入れて、蓋をしておくだけで、発酵し有機肥料ができる。

さ行

里山(林)

比較的居住地の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などにより、地域住民が日常的、継続的に利用することで維持管理されてきた森林、あるいはその山をいう。最近では都市近郊の良好な自然環境地としての価値が再認識されつつある。

産業廃棄物

工場・事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、建設廃材、畜産業に係る動物のふん尿等をいう。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

酸性雨

雨のpHは大気中の二酸化炭素が溶解して炭酸になるため、通常は、わずかに酸性となっているが、pHが 5.6 より低いと、一般に“酸性雨”という。大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が、温度、湿度の影響をうけて硫酸ミストや硝酸ミスト等の強い酸性をおびた雨水に変化する現象をいう。

シアン(CN)

青酸カリで知られる有害な物質で、シアンイオンを含む溶液と酸が反応するとシアン化水素ガスが発生し、これが体内に吸収されると組織内窒息を起し、数分で死亡する。少量摂取の場合は耳鳴、嘔吐などを起こす。

COD(化学的酸素要求量)

水中の、主として有機物質の量を推定するために求められる酸素要求量を化学的な方法で測定したものであり、水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量を mg/l 単位で示したものをいう。この値が大きい程汚濁の程度が高い。BODに比べて短時間に測定できることや、有害物質による影響を受けないなどの利点がある。

自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るために、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する区域を

いう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定自然公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

自動車排出ガス測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために、設置されている測定局のうち、道路周辺における大気の汚染状況を常時監視するものをいう。

地盤沈下

地下水の過剰採取によって、地盤が沈下すること。

指標生物

河川等の水域中では汚濁の程度により生息する生物が異なる。このことから、あらかじめ汚濁の程度に応じた生物種を選定して指標生物とすることで、水域中の生物相の調査により汚濁の程度を知ることができる。

重金属

比重が大きい金属。比重5.0以上のもの、あるいは4.0以上のものをさすことが多い。各分野で金属又は化合物の形で広く利用されている。重金属類は程度の差こそあれ有害なものが多く、「水質汚濁防止法」では水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、ヒ素等が、「大気汚染防止法」では鉛、カドミウムが有害物質として規制対象になっている。

新エネルギー

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマスエネルギー、天然ガス・コージェネレーション、燃料電池等をいう。

振動レベル

公害振動の計量単位で、振動加速度レベルに人間に対する振動感覚の補正を加えたものである。5Hzの 10^{-5}m/sec^2 を基準に定められた値で、

dB(デシベル)で表す。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的等に応じた類型 6 段階(河川)の基準を定めている。各公共用水域については、類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。

水銀(Hg)

常温で唯一の液体金属で毒性が強いが、自然水中に含まれることはほとんどなく、工場排水や水銀系薬剤などに含まれる事がある。水銀は蓄積性があり微量であっても体内蓄積が起これ中枢神経をおかす。又プランクトン、藻類、魚介類等の食物連鎖により濃縮されることもある。

水質汚濁防止法

昭和 45 年制定。国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が公共用水域の該当地域に対し、国の定める許容限度より厳しい排水基準を定めることができる。

3R

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を環境の 3Rという。

生活環境項目

生活環境項目は、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要

求量)、COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)、SS(浮遊物質)、大腸菌群、n-ヘキサン抽出物質含有量、全窒素、全リンの 9 項目について定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水には、台所、洗濯、風呂などからの排水とし尿浄化槽からの排水があり、これらを生活排水といい、このうちし尿浄化槽を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や合併浄化槽に接続されている家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁の原因となっている。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域等で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、知事が指定した地域をいう。

生態系

生物群集(植物群集及び動物群集)及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいう。生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分されている。

生物相

一定地域内に生育する生物の全種類。動物相、植物相をあわせていう。

騒音規制法

騒音について、基準を設けて規制する法律。主に、工場や事業場、事業活動、建設工事に伴って、発生する騒音を規制している。また、自動車騒音についても要請限度を定めている。

騒音レベル

人間の耳と同様な聴感補正回路を組み込んだ騒音計で計った値であり、騒音の大きさを表す単位で、デシベルで表す。また、通常の人間が聞きうる最小の音を 0 デシベルとし、耳に痛みを感じずる音を 130 デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値である。

た行

ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs) 及びポリ塩化ジオンゾフラン(PCDFs) とコプラナPCBの総称。毒性が強く、その環境汚染が問題となっている。発生源は、有機塩素化合物の清算過程や廃棄物の焼却過程など、多岐にわたる。

大気汚染監視テレメータシステム

県内に設置されている一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及び大気環境測定車「あおぞら」から送られてくる測定データを岐阜県保健環境研究所に設置された中央監視局で常時監視するとともに、各種の解析処理を行い、県内の大気環境を的確に把握し、公表するシステム。

大気汚染防止法

昭和 43 年制定。生活環境を保全し、人の健康保護を目的として、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、大気汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事

業者の賠償責任等を定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が該当地域におけるばい煙発生施設から発生するばい煙等について、国の定める許容限度より厳しい排出基準を定めることができる。

大気環境木

健康に良いさわやかな大気環境の創出を目標として、当県の地域特性に適しており、かつ、大気浄化能力に優れた大気環境推奨木を 34 種、また大気汚染に弱い大気環境指標木 12 種の計 44 種(重複 2 種)を大気環境木として平成7年度に県が選定したもの。

大腸菌群数

大腸菌そのものは人体内にも大量に存在しているが、ふん尿とともに排せつされるので、病原性汚染の間接的指標として重要である。大腸菌群数の検出試験は、精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することができる。

単位(接頭語)

参考)・1000g=1kg(=0.001Mg)

・1mm=0.001m(=1000μm)

地下水汚染

地下水が有機溶剤や重金属などによって汚染され、飲用として使用できなくなること。地下水はいったん汚染されると回復が難しいので、地表水汚染(河川の水質汚濁等)よりも深刻な問題となる。

地球温暖化

人間活動に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、地球の気温が次第に上昇すること。地球温暖化により自然や生活環境に重大な影響を与えることが予想される。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が主なもので、これらは石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOのかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO₂となる。窒素酸化物は燃焼状態が良好なときや、効率よく燃焼しているときに多く発生するので、その対策が問題になっている。主な発生源は、自動車エンジン、ボイラー、工場、家庭暖房など広い範囲にわたっている。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

DO(溶存酸素量)

水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こる。DOは有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の50%が魚介類の生存限界と言われている。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物をあわせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。

デシベル(dB)

音の大きさや電力又は電圧の大きさなどを人間の感覚の増減に近い単位で、分かりやすく表した単位。騒音の大きさは、物理的に測定した音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味して、dB又はdB(A)で表示する。

テトラクロロエチレン(パークレン)

ドライクリーニングの洗浄や金属の脱脂洗浄に用いられる有機塩素化合物のひとつ。全国的に地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。人に対して、めまい、頭痛、肝機能障害等を引き起こす。

典型7公害

「環境基本法」によって定められている公害で、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」の総称。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で学術的価値の高いもののうち、国や地方自治体などが指定したものをいう。

特定外来生物

もともといなかった地域に人間によって持ち込まれ、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすまたは及ぼす恐れのある動植物を外来生物という。中でも海外起源の外来生物を特定外来生物という。

特定外来生物について指定、取扱いの規制、防除等を行って日本の生態系の被害を防ぐ目的として、「特定外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」を平成17年6月に制定した。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は「特定施設」という概念を設け、これを基に事業場等の規制監視を行っている。「大気汚染防止法」では「特定物質を発生する施設」、「水質汚濁防止法」では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、また「騒音規

制法」・「振動規制法」では「著しい騒音を発生する施設」・「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

トリエタノールアミンろ紙法(TEA法)

トリエタノールアミンを含浸させたろ紙を一定期間大気中に暴露して、二酸化窒素などの酸性大気汚染物質を簡易的に測定する方法。通常 $\mu\text{g}/\text{day}/100\text{cm}^2$ で表示する。

トリクロロエチレン(トリクレン)

金属部品の脱脂洗浄、有機合成中間体として用いられる有機塩素化合物のひとつ。テトラクロロエチレン同様地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。

な行

生ごみコンポスト容器・処理機

可燃ごみの中の大きな比重を占める生ごみ(厨芥ごみ)を、微生物の働きによって堆肥化、有効利用し、ごみの減量を図るもの。

鉛(Pb)

鉛及びその化合物が有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく、造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を引き起こし強度の中毒では死亡する。

は行

ばい煙

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカ

ドミウム等の有害物質をいう。

バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物を利用するエネルギー。畜産廃棄物はそのひとつで、そのもの、もしくはそれを発酵させて取り出したメタンをボイラーで燃焼し、暖房などの熱源として利用する。

他に加工端材などの林産廃棄物、稲わらなどの農産廃棄物も利用されている。

廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう。海洋汚染防止法では、人が不要としたもの(油を除く)をいう、と定義している。

ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、停止時の余剰エネルギーを発電機や油圧ポンプで回収して発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式の他、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターを介した間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせるプリミット方式などがある。

BOD(生物化学的酸素要求量)

溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20°C で 5 日間に消費される酸素量を mg/l で表したものをいう。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになる。

その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物質が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常 1mg/l 以下である。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)

化学的に安定で、耐熱性、絶縁性、非水溶性など優れた性質をもった有機塩素化合物。1塩化ビフェニールから10塩化ビフェニールまで約200種のPCBがあるが、塩素が多いほど安定で毒性が強い。PCBは分解されにくいので食物連鎖により濃縮・蓄積される。体内に入ると排出されにくく全身の脂肪組織に溶けこんで障害を引き起こす。現在ではPCBの使用は禁止されている。

ppm (parts per million)

微量に含まれる物質の量を表す単位で、100 万分の幾分であるかを示す分率、例えば 1kg (ほぼ 1l) の水に 1mg、1 m³ の大気中に 1cm³ 物質が存在する場合の濃度をそれぞれ 1ppm という。

ビオトープ

野生生物を意味するBiosと場所を意味するToposとを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的にむすびついた生物群、すなわち生物社会(一定の組み合わせの種によって構成される生物群集)の生育空間を意味する。

ひ素

金属光沢のある灰色の固体で銅鋳業の副産物として得られる。ひ酸鉛、三酸化ひ素などは、殺虫剤として使用されている。皮膚、消化器、呼吸器などから体内に入ると肝臓、腎臓に障害を与え、食欲不振、下痢、血尿、皮膚着色等の症状を起こす。

浮遊粒子状物質

大気中の粒子状物質のうち、粒径が 10 μm(マイクロメートル)以下のものをいう。人の気道や肺胞に付着し、人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められている。

ブルーリバー作戦

公共用水域の汚れの原因として、家庭からの生活雑排水がクローズアップされている。このため、岐阜県では昭和 63 年度に「岐阜県生活雑排水対策推進要綱」を策定し、河川の汚れを防ぐために、市町村及び婦人会、生活学校等の協力を得て生活雑排水対策事業を「ブルーリバー作戦」と名付け展開している。

フロン

化学的に非常に安定であり、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層を破壊する結果、紫外線の地上への到達量が増加することにより、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。

分別収集

ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また、資源化、再利用のためにも有効である。このため、通常一般家庭からごみを排出する際に、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどに分類しておく分別収集方式がとられている。平成 9 年から「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集が実施されている。

pH(水素イオン濃度)

溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので7が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7.0 前後であるが、pHの急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の

混入などの異常があったことが推定される。pHが6.5 ～ 8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。

防除

生物による被害を防ぐため、その侵入の防止・個体数の管理など、対策を立てて予防すること。

や行

有機塩素系化合物

PCBをはじめトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど、塩素を含む有機化合物。種類により毒性は様々であるが、難解性で、環境や生物体内に蓄積されやすく長期毒性のある物質が多い。これらの物質については環境基準が定められている。

有機りん

一般にパラチオン、メチルパラチオンなどの農薬として、主に水田等で使用されている。パラチオン中毒は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、発汗、嘔吐などがみられ、重症になると意識が強く侵され全身けいれん、尿の失禁を示し死亡する。有機りん系農薬は、毒性に大きな差があるが、昭和44年にメチルパラチオンが生産中止になっている。

容器包装リサイクル法

平成7年6月に制定された、容器包装の廃棄物リサイクルの新しい社会的な仕組みを確立するための法律。消費者の分別排出、行政の回収選別、事業者の再商品化について、責任と義務が定められている。

ら行

リサイクル

廃棄物に含まれる資源を再生して再利用すること。

類型

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては河川等の状況、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的に地域をあてはめ指定する。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物種に関する報告書のことで、1966年に国際自然保護連合(ICUN)が発行した。また、平成3年には環境庁(当時)が「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)、(無脊椎動物編)を作成した。岐阜県では平成13年「岐阜県レッドリスト」として取りまとめ、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001(岐阜県レッドデータブック)」として作成した。

なお、平成22年8月に「岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を発行した。

六価クロム

重金属の一種であり大量に摂取すると、嘔吐、下痢、脱水症状、ニンニク臭の呼気、よだれなどを起こし、更に多量では血便、血圧降下、けいれんなどを起こす。少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、肝臓肥大、貧血など循環器障害を起こす。